

企画経済委員会記録

○開催日時

平成28年7月1日 午前9時59分～午後4時12分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 川添公貴
副委員長 成川幸太郎
委員 江口是彦

委員 瀬尾和敬
委員 杉 菌 道 朗
委員 小田原 勇次郎

○その他の議員

議員 今塩屋 裕 一
議員 持 原 秀 行

議員 帯 田 裕 達

○説明のための出席者

企画政策部長 永 田 一 廣
企画政策課長 上大迫 修
甌はひとつ推進室長 古 里 洋一郎
行政改革推進課長 上 戸 理 志
コミュニティ課長 十 島 輝 久
情報政策課長 瀬戸口 良 一
広報室長 屋 久 弘 文
新エネルギー対策監 久 保 信 治
新エネルギー対策課長 山 口 誠

農林水産部長 橋 口 誠
農政課長 中 山 信 吾
畜産課長 小 城 哲 也
林務水産課長 永 田 一 朗
専門職 前 迫 俊 一
水産振興グループ長 橋 口 隆 二

耕地課 堀ノ内 美 年
六次産業対策監 小柳津 賢 一
六次産業対策課長 山 元 義 一

商工観光部長 末 永 隆 光
商工政策課長 宮 里 敏 郎
交通貿易課長 佐 多 孝 一
観光・スポーツ対策監 古 川 英 利
観光・シティセールス課長 有 馬 眞二郎
主幹兼観光おもてなしグループ長 山 元 勉
シティセールスグループ長 中 村 年 男
市民スポーツ課長 坂 元 安 夫
兼国体準備室長

農業委員会事務局長 湯 田 龍 一

総務部長 田 代 健 一

○事務局職員

事務局長 田 上 正 洋

管理調査グループ員 榎 並 淳 司

○審査事件等

審 査 事 件 名	所 管 課
(所管事務調査)	農 業 委 員 会 事 務 局
議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	農 政 課
議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	林 務 水 産 課
議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	畜 産 課
(所管事務調査)	耕 地 課
(所管事務調査)	六 次 産 業 対 策 課
議案第 9 9 号 薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の制定について (所管事務調査)	商 工 政 策 課
議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	交 通 貿 易 課
議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	観 光 ・ シ テ ィ セ ー ル ス 課
議案第 1 0 0 号 薩摩川内市樋脇グラウンド・ゴルフ場条例の制定について 議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 ス ポ ー ツ 課
(所管事務調査)	国 体 準 備 室
議案第 9 8 号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	甌 は ひ と つ 推 進 室
(所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課
議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	コ ミ ュ ニ テ ィ 課
(所管事務調査)	情 報 政 策 課
(所管事務調査)	広 報 室
議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	新 エ ネ ル ギ ー 対 策 課

△開 会

○委員長（川添公貴）これより企画経済委員会を開会いたします。

本日の議事はお手元に配付のとおりでございますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議ありませんので、お手元に配付のとおり議事を進めたいと思います。

本日の傍聴は今申し出がございませんが、傍聴の申し出がありましたら、本職において随時許可をしたいと思います。

△農業委員会事務局の審査

○委員長（川添公貴）それでは、まずは農業委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）農業委員会事務局は議案がございませんが、所管事務のほうで報告があるそうですので、よろしく願いいたします。

○農業委員会事務局長（湯田龍一）それでは、所管事務について御説明を申し上げます。企画経済委員会資料の農業委員会事務局をごらんください。

1 ページから2 ページは、農業委員会委員の4 月から6 月の主な活動、それから4 月から5 月の農地法に基づく許認可事務の実績でございます。

3 ページをごらんください。3 ページは太陽光発電施設に係る農地転用実績を掲げております。平成27 年度は平成26 年度と比較し、申請件数、申請面積とも減少しております。

次のページ、4 ページをごらんください。4 ページからは平成27 年度の農業委員会活動方針に対する実績でございます。

1、農地流動化推進の実績は136.2ヘクタールとなり、目標に対して110.7%となりました。うち13.4ヘクタールは、東郷町藤川地区の農地中間管理権の設定に伴う分です。

2、耕作放棄地の発生防止と解消では、非農地判断、農地転用等により農地が176ヘクタール減少し、年度末農地面積は8,296.4ヘクタールとなっております。

次のページ、5 ページをごらんください。5 ページの耕作放棄地の解消の実態では、年度ごとの調査により周辺部の判定がより厳しい判定に

変わったため増加したものです。

6 ページをごらんください。6 ページは法令業務の年間件数であり、件数487件を処理いたしました。あと年金関係、全国農業新聞、認定農業者との会議を記載しております。

隣の7 ページをごらんください。農業委員会等に関する法律の概要について御説明申し上げます。1 の法律改正の目的から3 の農業委員会事務の重点化までは諸説明を省略させていただき、4 の農業委員の選出方法の変更から説明させていただきます。

4 の農業委員の選出方法の変更は、①で現在まで、川内、樋脇、入来、東郷、祁答院及び甑地区に選挙区を設定し、選挙により農業委員を選出しておりましたが、これが廃止され、市町村議会の同意を前提とする市町村長の任命制に変更されました。

②で農業委員の過半数は認定農業者とされ、農業委員のうち一人以上は利害関係のない者を選出するとされました。

③で、現在まで、議会推薦4名、農業協同組合等の団体推薦3名の委員が選出されておりましたが、これが廃止されました。

④で、農業委員の定数は機動的な対応を可能とするため、現在の農業委員数の半分にするとされました。

⑤の経過措置といたしまして、現在の農業委員の任期満了までは在任するとされ、本市の現在の農業委員は平成29年4月30日までの任期となります。

あけていただきまして、8 ページをごらんください。現在の農業委員数でございますが、選挙による委員が定数35に対して34人、農業協同組合での団体推薦の委員が定数3名に対して3名、議会推薦が定数4名に対して4名で、全体では定数42名に對しまして、現在、委員数41名となっております。

次に、5 の農地利用最適化推進委員の新設について御説明いたします。

①で農業委員のほかに、農地利用最適化推進委員が新設され、農地利用最適化推進委員は農業委員会で区域を定め募集を行い、農業委員会が委嘱するとされました。

②で、農地利用最適化推進委員は、指定された区域内の農地等の利用の最適化の推進に取り組む。

③で、農地利用最適化推進委員の定数の上限は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下にするとされました。

なお、農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできないとされております。

次に、6の今後の予定ですが、関係条例の改正を8月議会に提出し、農業委員につきましては条例可決後、11月から1カ月程度、農業委員の募集を行い、農業委員候補者の選定後、平成29年2月に農業委員の選任議案を提出し、議案可決後の平成29年5月に新しい農業委員の任命を行う予定にしております。

農地利用最適化推進委員につきましては、新しい農業委員会が発足いたしました平成29年6月から公募を行い、農業委員会で農地利用最適化推進委員を選定し、平成29年8月ごろに農業委員会が委嘱する予定にしております。

9ページをごらんください。農地法に関する法律改正の概要、農業委員会関係分について御説明申し上げます。

法律改正の概要でございますが、農地を所有できる法人が6次産業化等を図り、経営を発展させやすくするために農業生産法人制度の改正が行われました。

2の農地法の改正点について御説明いたします。改正点につきましては、アンダーラインで示しております。改正点でございますが、呼称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更され、議決権要件で農業用関係者の議決権が総議決権の4分の3以上から2分の1以上に引き下げられ、これらに伴い農業関係者以外の構成員の総議決権の4分の1以上から2分の1未満に引き上げられました。

農業関係者以外の構成員では、「法人と継続的取引関係を有する関連事業所等に限定する」が廃止されました。

役員要件において、「役員の過半が農業従事者で、さらにその従事者である役員の過半が農作業に従事する」とされておりましたが、「農作業従事者が役員または重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事すればよい」と改正されました。

以上で説明を終わります。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、御質疑はありますか。

○委員（江口是彦）来年からの農業委員の選定に関する非常に大改革だと思うんですが。ざっとでいいです、今、検討されてる範囲で議会で農業委員を、いわゆる出される。それから、農業委員会で今度は農地利用活性化推進委員を推薦されるという仕組みで、それぞれの地域の農業に精通した人が選出される仕組みはつくられるんでしょうけど、その前提的な作業というか、仕組みというか、例えば市長がどういうところの推薦を受けて議会に出すとか、そういうのは何か検討され、あるんですかね。どのような形で農業委員、また農地利用最適化推進委員は農業委員会であることですので、これはちょっと置いて。農業委員の推薦に関する仕組みをわかってたら教えてください。

○農業委員会事務局長（湯田龍一）農業委員の募集に関しましては、まずホームページ、市の広報紙等で一般の方に、全ての方にまで呼びかけをいたします。

それで三つの方法がございまして、一つは個人で応募する方法、二つ目は認定農業者等の団体から推薦する方法、三つ目は農業者の方々が3人以上集まって推薦する方法、その三つの方法によりまして、まず農業委員を募集してまいります。応募をされた中から選定を行いまして、議会のほうに提案するという形になります。

○委員（江口是彦）大体わかりましたが、その募集によって候補があがりますね。それを選定するのはどこで。

○農業委員会事務局長（湯田龍一）農業委員の選定に関しましては、現在、国のほうからの説明では、農業関係者の入らないことを前提として選考委員会みたいなものを設置するとされておりまして、大体、鹿児島県内で五つの市が先行して選考したんですけども、その選考委員を見ますとほとんどが市の職員の中で選考を行っているみたいです。

以上です。

○委員（江口是彦）市の職員で、特に薩摩川内市の場合は結構広いですから、支所の職員とかいうのも含めてということになるんでしょうが、そういう形を薩摩川内市の場合も考えてるということでもいいんですか。

○委員長（川添公貴）選考委員の構成については今後だろうと思うんで、今後の構成委員の、ど

ういう構成委員を考えているという段階でわかれば教えてもらいたいと思います。

○農業委員会事務局長（湯田龍一） 構成につきましては、よその例にならしまして市の総務関係から農林水産関係の部署、そこを中心に選考委員会を設置したいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（杉藺道朗） 来年度に農地利用最適化推進委員の新設というふうに伺いますが、農業委員会を委嘱するとありますけど、まず仕事の内容、利用の最適化推進委員ですから要するにそういうことなんでしょうけど、もうちょっと具体的に説明を願いたい。

それから、公募によるというふうになってますけれども、資格要件とか応募される方の資格とか、そういうのはどうなっているのか。農業従事者がだめとか、でないといけないとか、そういう部分ですね。

それから、この選考においてはどういう、誰が選考するのか、そこをちょっと教えていただけますか。

○農業委員会事務局長（湯田龍一） まず、農地利用最適化推進委員の仕事でございますが、具体的に担い手への農地の利用の集積、集約化ということで、地域内において農地の貸し借りをしたいという方がいらっしゃれば、その間を取りまとめて農地の集積を図ること。それから、2番目といたしまして、耕作放棄地の発生防止。それから、荒れている農地を復元してくださいという解消、それから新しく農業に参入される個人の方、それから法人の方等の参入の促進ということでうたわれております。

それから、2番目の資格要件でございますが、農業委員に関しましては農業に識見を有する方という形で規定をされておりまして、農業に関心がある方であれば誰でもいいというふうな法律の規定になっております。

それから、推進委員につきましては、地区内で活動していただく関係で、それも全国どこからでも応募していいという形になっておりますけれども、一応、農業に関心のある方という形で法律ではされております。

それから、選考委員につきましては、職員のほうで選考委員会なるものを今から設置しようと思

えておりまして、市の職員において選考をしていくということで、先ほど申し上げましたように選考委員としては、総務部門と農林水産関係の職員をもって構成しようかと今考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（杉藺道朗） わかりました。一緒に聞きゃよかったんですけど、定数の上限云々というふうに書いてございますけれども、大体この情報でいけば何名ぐらいの定員になるんですか。

○農業委員会事務局長（湯田龍一） 農地利用最適化推進委員のほうでございますか。

○委員長（川添公貴） そう。

○農業委員会事務局長（湯田龍一） 農地利用最適化推進委員につきましては、大体、農地面積からいたしまして、上限が29名までとなる予定でございます。それから地域性を考慮いたしまして、減になる予定です。

○委員長（川添公貴） よろしいですか。

○委員（成川幸太郎） 今、最後の今後の予定で、もう具体的に動き出すということでしてあるんですが、農業委員の定数、半分程度までの規模ということで法律になってるということですが、薩摩川内市は今の42の定数をどの程度の定数に定められる予定なんですか。

○農業委員会事務局長（湯田龍一） 農業委員の定数に関しましては、2015年の農林業センサスによる農地面積、それから農家戸数によると定めておりまして、現在のところ19名程度になるんじゃないかということで今考えているところでございます。

○委員（成川幸太郎） 半分程度の規模とするというのは半分以下になってしまうわけですが、それでいいんですか。

○委員長（川添公貴） 定数の選定基準をもう1回、明確に教えてもらえればわかると思うんですけど。

○農業委員会事務局長（湯田龍一） 今までが、農業委員の定数が農業委員会が所管する農地面積、それから農家戸数、それに応じて定められておりまして、現在、薩摩川内市の農地面積は5,000ヘクタールを超え、農業者の戸数が6,000以下ということで、今、定数を42としていただいております。

今後につきましては、農林業センサスによると

なりましたので、農地の面積が大体2,900ぐらい、それから農家戸数が5,000以下となりましたので、それに基づきまして法のほうで農業委員の定数が定められておりまして、それで19名となる予定でございます。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

○委員（瀬尾和敬）これまでの農業委員は公選制で、かなり地域の農業事情に精通した人になっておられましたよね。この後、農業委員の数も半数以下になりますよとか、それを半分になるからその分を補うように農地利用最適化推進委員とか私、勘定します。

地域のことに精通した人がこれまではいたから安心できる面もあったんですが、今後こういうふうになると、そのバランスといいますか、それはどうなる予測をされてますか。

○農業委員会事務局長（湯田龍一）農業委員さんの選考に関しましては、国の指導でまず認定農業者を半分を超える数にしないと。それから、農業に全く関係ない人を一人入れないと。それから、次の選考の要望の中で、地域性も配慮してくださいと。

○委員（瀬尾和敬）ああ、そうなの。

○農業委員会事務局長（湯田龍一）はい、地域性も配慮してくださいと。それから、女性、青年を入れてくださいと。この四つが選考基準みたいで定められておりまして、本市におきましても地域性を考慮して選考を考えていきたいと思っていますところでございます。

○委員（瀬尾和敬）はい、わかりました。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）委員外議員の質疑はありません。

以上で、農業委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

△農政課の審査

○委員長（川添公貴）それでは、農政課の審査に入ります。

△議案第106号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題いたします。

説明をお願いします。

○農政課長（中山信吾）それでは、農政課でございます。まず、議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち農政課分について御説明させていただきます。

薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書の第2回補正の23ページをお開き願いたいと思います。

まず、6款1項2目農業総務費でございます。農業総務費において15万7,000円を増額しております。説明欄をごらんください。

鹿児島県食育協議会負担金15万7,000円でございます。これは平成27年度まで国の補助金を活用しながら本市が事業主体となり事業実施しておりました食育推進活動、これにつきまして国の制度改正に伴いまして、平成28年度から鹿児島県において国の補助金を活用してこの食育推進活動を行う場合、鹿児島県食育協議会、これは県の農政部農政課が事務局となり設立された協議会でございますが、ここが事業主体となって事業実施することになったところでございます。このことから、本市が実施予定の事業費のうち受益者負担分となります2分の1相当額の15万7,000円を鹿児島県食育協議会へ負担するものでございます。

続きまして、6款1項5目園芸振興費でございます。園芸振興費において4億8,842万円を増額しております。説明欄をごらんください。

まず、産地パワーアップ事業補助金4億8,706万円、これは農業の最先端技術を導入したレタス栽培システム等の活用による雇用の増加を目指す農地所有適格法人を支援することで新たな攻めの農業の実現と農業振興を図るための補助を行うものでございます。

次に、園芸産地再生産支援事業補助金136万円でございます。これは本年1月の雪害等により県内の農作物や農業施設等に甚大な被害が生じたことから、急遽、鹿児島県がこれらの被害に対して復旧に要した経費の2分の1以内を支援する対策を新設したところでございます。これに伴い当該事業を活用して本市で被害を受けましたビニールハウスなど農家3戸に対して支援をするもので

ございます。

ここで、産地パワーアップ事業の概要を企画経済委員会資料で説明させていただきたいと思えます。企画経済委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思えます。

1ページには、本市におきます産地パワーアップ事業の概要をお示ししております。

まず、(1) 目的でございますが、先ほど説明をいたしました内容と同じでございます。

続きまして、(2) 事業内容でございますが、今回整備いたしますのは完全閉鎖型（人工光型）植物工場でございます。これは無菌状態のクリーンな建屋の中で、人工光を活用した水耕栽培によりレタスを栽培するという施設でございます。敷地面積は約4,000平米、うち建屋面積は2,400平米となっております。

雇用は工場稼働率100%時点でパートを含め40名、うち常時雇用24名を予定していることでございます。

続きまして、(3) 消費税を含む事業費でございますが、これは10億5,205万円でございます。補助金は4億8,706万円、これは消費税は補助対象外となっているところでございまして、補助率は2分の1でございます。

続きまして、建設予定地は入来工業団地、富士通工業団地跡地内でございます。

続きまして、(5) 事業者は株式会社バイテックファーム薩摩川内でございます。構成員は8名でございます。うち5名は本市の認定農業者となっております。

次に、(6) 生産量販売目標でございますが、目標年次であります平成31年の年間生産量は、結球レタス230トン、リーフレタス180トンの計410トン、年間販売額2億6,300万円を予定しているところでございます。

続きまして、(7) 出荷予定先でございますが、大手青果物事業者及び九州管内を中心とした小売店等を計画されているところでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書にお戻りいただきまして、予算に関する説明書の12ページをお開き願いたいと思えます。

16款2項4目農林水産業費補助金、1節農業費補助金5億4,472万2,000円のうち農政課分は説明欄にお示ししておりますうち園芸産地再生産支援事業補助金136万円と、その下、産

地パワーアップ事業補助金4億8,706万円の2件、合計4億8,842万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、御質疑はございませんか。

○委員（瀬尾和敬） この産地パワーアップ事業なんですが、4,000平米とあそこの大体どのぐらいの、何%ぐらい占める土地ですかね。

○農政課長（中山信吾） あそこの全体面積が約11万平米というふうに聞いておりますので、4,000平米ですので、かなりちっちゃな面積になっております。

○委員（瀬尾和敬） あそこの企業進出というのは、みんなが待望してるわけですが、第1号としてこれが来たと、相当課長さん方、努力されたと思うんですが、その努力の経緯をちょっと簡単でいいですから教えてください。

○委員長（川添公貴） 予算に関して、予算をどのように獲得できるようになったかで教えてください。

○農政課長（中山信吾） この件につきましては、当初我々サイドではございません。商工政策課に企業立地の話があったところでございます。その中で商工政策課が主体となりながら、会社訪問と企業訪問等されながら話を聞いていく中で、実はこういう植物工場を運営したいというような話が合ったということでございまして、我々は商工政策課からすると1カ月ぐらい後に実際に御相談を受けたということでございます。

それについては、かなり事業費が――先ほど御説明しましたとおり事業費が、大きいということでございまして国の補助金を活用したいという申し出がございまして、先例として秋田県のほうで第1号の工場を本年4月から稼働されておりますが、その際にも農水省の補助金を活用されて整備をされたということでございまして、当市におけるこの植物工場においても同じく国の補助金を活用したいということでございまして、それに対する交渉等を鹿児島県と進めてまいりまして、今回内示をいただける見込みに至ったということでございます。

○委員（瀬尾和敬） 11万平米の中の4,000平米です。いわばこんだけある中のどの

辺にできるという。例えばこれがど真ん中にできると、今後進出してくるであろう企業にとって建屋がつくりづらくなるとか、いろんなことも起こると思うんですが、その辺のところも考えたところに進出してもらうことになってるんですか。

○農政課長（中山信吾）用地の11万平米のうちの4,000平米ということで、どこに実施されるかということは、今、商工政策課のほうで協議をしておりますが、具体的にまだ絞り込みはされてないというふうに聞いてますが、近々その絞り込みもされていかれるというふうに聞いております。

また、今、当初計画ではこういう4,000平米ということでございますけども、先例の状況——大館、秋田県の状況、とかいうのを見極めながら、規模拡大等々も視野に入れていらっしゃるというふうには聞いておりますので、その辺も考慮した中で、どこの部分に立地されるかというのは今後決められていくことになるというふうに考えているところです。

○委員（瀬尾和敬）はい、わかりました。

○委員長（川添公貴）ここで休憩します。

~~~~~

午前10時29分休憩

~~~~~

午前10時31分開議

~~~~~

〔休憩中に商工観光部長入室〕

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。予算に関して質問ございませんか。

○委員（成川幸太郎）今4,000平米ということになっているようですけども、ここの土地については売買と賃貸とあったと思うんですけど、どっちを選択されていらっしゃるんでしょう。

○農政課長（中山信吾）今回は賃貸によるというふうに聞いております。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。ありませんか、よろしいですかね。

○委員（小田原勇次郎）この事業について、る先ほど説明があったように、最初、商工政策課さんのほうが企業誘致という概念で動いておられたという部分の中で、農林水産省の産地パワーアップ事業の補助金が使えることになって、急遽、所管が農林水産課さんに移ったのかなというふうな、私はそういうふうに認識をしておる人間の

人なんです。

そこで、企業誘致の中で、この4,000平米のところに来て、こういう形、工場が建つということについては非常に喜ばしいことであるというふうな認識は持っておるんですが、ただ、これを農業振興とどう今後結びつけていかれるのかなと。

例えば今まで取り組んできた地場産物を工場化して、認定農家をふやして、さらに生産をふやしていくというような趣旨ならば、ずっと、私もずっと落ちた部分があるんですが。

ただ、レタスという今まで全くこの地に縁のない作物の工場がぼんとできてきて、どう農業振興と結びつけて今後展開されていくのかなという、農業サイドのお考えをちょっとお聞かせ願いたくて質問させていただくところです。

○農政課長（中山信吾）確かに今回は植物工場ということで、どちらかという与企业立地、工場の中で植物をつくる、農産物をつくるという形態でございまして、全く新しい形態ではございます。

ですから、そういう状況の中でございますけど、まず今、小田原委員おっしゃったとおりレタスでございまして、ほとんど作付農家のごくわずかでございまして、本市に与える影響、そういうこともごく少ないということでも一点でありますけども。

逆に先ほど説明しました構成委員の中に5名の認定農業者の方がいらっしゃいますので、各地域の方ですね。その方々がこういう経営に加わることで新たな農業のあり方、実際はそういう経営規模とかが大きくて、なかなか個人で参入とかいうのは難しい形態にはなりますけども、ただそういう違った形で農業の見方、視線とか、そういうところではかなり刺激に、認定農業者、本市の農家に刺激を与えてくれるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

その辺を、刺激がまた新たな——今度は農業サイド自体の認定農業者なら認定農業者たちの皆様方のまた新たな、農業の視点に、直接これと植物工場は結びつかないところでも、気づかなかった、この自分たちがやっている農業経営の中では新たな別な視点とか、そういう気づきとか、そういうところに波及していけばありがたいのかなというふうに思っているところでございます。

○委員（小田原勇次郎）もう最後に、この件についてはしたいんですが、先ほどから申し上げま

すように、ここを誘致できたという、企業誘致に関する御努力に関しましては非常に喜ばしいことであるというふうな認識を持っておりますが。

ただ、この件に関しては、いわゆる農林水産省の補助を2分の1使って、要するに市の一般財源が、腹が痛まない事業ですから、そうした中において土地を貸すという。あと支援という形ではあるんでしょうけれども。ここの企業が撤退したらもうレタス産業は終わりと、そして、なおかつ地域には何も残らなかったということがないように。今課長がおっしゃったように、何らかの波及効果が起こって、できるならば地場産品を工場生産化していこうかぐらいの発展に伴う農業振興につながっていけばなという期待を込めて、今後また応援させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** 要望でした。これは後の所管事務の中で報告があるんで、その中でまたあれば、あわせて回答してください。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** ないようですので、先ほどの質問の回答をお願いいたします。

**○商工観光部長（末永隆光）** 入来工業団地の中で、この企業がどこに配置されるのかという点でございますけれども、私どもが事前に相談を受けておりますのは、富士通の正門が北東部の位置にありました。正門のあったところがいいという話を聞いておるんですが。実は本日、本社から来られて、現場に入って調査をして、本日、最終的に決定するという事で聞いておりますので、また場所がはっきり決まりましたら、またその後、御報告させていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** いいですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員（瀬尾和敬）** 11万平方分の4,000平米、とりあえずですね。今後どんどん拡張されていくかもしれないとか、いろんな予測もあると思います。ど真ん中の一番いいところにどんとやって、その後から来る企業が立地がおかしくなると、また変な話になりますので、そういうようなところはもちろん上手に考えて折衝されると思いますが。

正門の前というのはど真ん中あたりじゃなかつ

たですかね。どこだったですか。

**○委員長（川添公貴）** 部長、口頭で言ってもなかなかわかりませんので、商工政策課のところの審査のときに、おおむねそのような絵を持ってきていただいて説明をお願いをしたいと思います。

この場はこれでよろしくお願ひしたいと思います。

ここで議案第106号の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 次に、所管事務調査を行います、説明をお願いいたします。

**○農政課長（中山信吾）** それでは所管事務調査といたしまして、本市の重要作物の後、主要農産物の生産状況について農協共販実績等を基本に説明をさせていただきたいと思います。企画経済委員会資料の2ページから3ページをお開き願いたいと思います。

本市の主要農産物ごとに縦軸に生産量、販売金額、それから販売単価と、平成27年実績を平成26年度実績と比較した本市分の増減理由としての考察を。それから横軸には鹿児島県と本市に分けて、平成25年産から平成27年産までの実績の推移、それから平成27年産と平成26産との比較をお示ししておるところでございます。

なお、鹿児島県の状況につきましては、把握できる範囲でお示しをさせていただいておるところでございますし、水稻については農政課の試算で鹿児島県、市ともにお示ししているということを御理解いただきたいと思います。

まず、青果市場関係者の平成27年産の青果物指標の評価でございますが、平成27年産におきましては、曇天による日照不足や長雨を初め昨年8月の台風15号、本年1月の大雪や寒波など天候の影響を受けまして、入荷量減の単価高ということでございまして、販売に苦労した年であったという評価を聞いておるところでございます。

委員会資料の2ページ、「いちご」以下作物ごとの詳細の内容はそれぞれ御確認いただきたいと思います。本市の主要農産物の生産状況も青果市場関係者の評価とほぼ同様の結果となっております、前年対比を見ていただきましても、ほとんどの作物が出荷量減で単価高の傾向をお示ししているということでございます。

このような中、2ページ中段のらっきょうにつ

きましては、平成２６年度植えつけ分の実績が平成２７年産というふうになっておりますために、生産量及び販売単価ともに前年を上回る成績となっております。

一方、３ページの中段以下、ゴーヤー、それからやまのいもにつきましては露地栽培であるため、昨年の曇天や日照不足、さらには昨年８月本市に襲来した台風１５号の影響を直接受けましたことから、単価は前年度を上回ったものの、生産量及び販売金額は前年の約半分という非常に厳しい実績。特にゴーヤーにつきましては、生産量は前年比４５％、販売金額も前年比４６％と前年の半分以下の成績となっておりますのでございます。

このような状況でございましたが、ゴーヤー、やまのいも、平成２８年度の生産者数及び作付面積は、平成２７年度と変わりなく産地が維持できているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（瀬尾和敬）きんかんの生産量、生産額１億８、３００万とかありますけど、最近、薩摩川内市のきんかんが海外に輸出されてると聞きます。この中にどのぐらいを占めているものなんですかね、まだ微々たるものですか。

○六次産業対策監（小柳津賢一）農林水産物の輸出に関しましては六次産業課で所管しておりますので、私のほうで答弁させていただきます。

きんかんの輸出に関しましては、平成２３年度分から平成２７年度、５年目ですね、行っております。最初は全体で年間の香港への輸出額が８３６キロということで非常に少なかったんですが、直近の平成２７年度につきましては、３、７８８キログラムほどございます。輸出が急激に伸びております。

同じ年のきんかんの生産量が１９１トンですので、済みません、ちょっとどのぐらいでしょう、３％ぐらいかな。２％、３％、量的にはそういう相関関係にございます。

以上です。済みません。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

○委員（瀬尾和敬）生できんかんを食べるとい  
う、そういう習慣が日本中にまだないところがあ

るんですよね。きんかんって煮て食べるもんだと思ってる人がいらっちゃって、私の同年で関東方面にいてのに、こっちのきんかんを送ってやったら、そりゃもう初めて食べた。ほんでリピーターになって、こっちに注文して買うようになったとか、そういうのがあるんですが。これはやり方によってはまだ国内需要も結構ふえるような気がしますね、海外だけじゃなくて。今後、頑張りたいと思います。

○農政課長（中山信吾）参考まででございます。今、瀬尾委員がおっしゃるとおり、なかなか生食というのが普及定着しておらない状況でございますので、本市としましては生食について、そのおいしさというのを各所で、いろんなところでＰＲしながら努めているところでございます。

一応、本年は販売促進協議会において、年が明けてからになりますけども、このきんかんが出荷される時期に関東方面に出向きまして、トップセールスで市長とか副市長あたりに出向いていただいて、都会の消費者の方に生食を提供して消費を広めたいというような取り組みを今予定しているところでございます。参考までに御報告いたします。

○委員（瀬尾和敬）わかりました。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）以上で、農政課を終わります。御苦労さまでした。

△林務水産課の審査

○委員長（川添公貴）次に、林務水産課の審査に入ります。

ここで休憩します。

～～～～～～～～

午前１０時４６分休憩

～～～～～～～～

午前１０時４８分開議

～～～～～～～～

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第１０６号 平成２８年度薩摩川内

市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 審査を一時中止してありました議案第106号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○林務水産課長（永田一朗） それでは、議案第106号、林務水産課に係る第2回補正予算について御説明いたします。

林務水産課の案件、補正の内容は八つ、今回ございますので、ちょっと長丁場になりますけど、おつき合いのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず歳出の予算のほうから御説明いたしますので、予算書の25ページをお開きください。

6款4項2目林業振興費では、4,325万円の増額補正をお願いしております。これは右の説明欄に記載してございます。森林整備・林業木材産業活性化推進事業及び林業・木材産業構造改善事業において、県の承諾が得られたため増額補正を行うものでございます。

これより内容につきましては、補正予算の概要と企画経済委員会資料を使って御説明いたしたいと思っております。

まず、第2回補正予算の概要の13ページをお開きください。上の段の森林整備・林業木材産業活性化推進事業は、森林整備を行うに当たり間伐等の生産性の向上、原木の安定的な供給を図るため、林業事業体の高性能林業機械導入に対し補助を行うものでございます。

また、あと企画経済委員会資料の4ページをごらんください。市の林業事業体12社ございますが、その高性能林業機械の保有状況をお示しております。

平成28年度におきましては、田中林業さん、ハーベスタを1台、フォワーダを1台ということで計画してございます。

機械の中身ですが、下のほうに写真をつけてございますが、左のほうの一番下です、ハーベスタ。ハーベスタとはどういうものかと言うと、立木の伐倒、枝払い、造材、集積作業を一貫して行う自走式の機械でございます。フォワーダにつきましては、その右のほうにございます。丸太を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械でございます。これを1台ずつ今回購入していきたいと考えております。

上のほうに保有状況の欄の中に、平成29年度

という形で考えてございますが、今後、中越物産さんのほう、それと村岡産業さんのほうで来年度についてはまた機械購入を考えているところでございます。計画的にこの高性能林業機械の整備についても進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

次に、二つ目でございます、概要の13ページをお開きください。中段になります林業・木材産業構造改善事業は、地域材の安定的・効率的な供給を図るため、林業事業体の木材加工施設の整備に対し補助を行うものでございます。

今回の補正の内容でございます。入来の今藤林業が、おが粉の製造の施設を持っておりますが、それが平成11年に設置してございますけど、その設備を更新を行うものでございます。

次に、三つ目でございます。予算書の25ページに戻っていただきたいと思ひます。6款4項3目治山林道費では、5,100万円の増額補正をお願いしております。これは特定離島ふるさとおこし推進事業及びふるさとの森再生事業の補助内示額の確定に伴い、増額補正を行うものでございます。

説明欄をごらんください。内容につきましては、林道の2路線の舗装整備に係る工事請負費及び林業専用道、1路線の整備に係る委託料と工事請負費でございます。

まず、特定離島ふるさとおこし推進事業で整備します林道2路線について説明いたしますので、補正予算の概要、これは4ページと5ページに記載してございます。それとあわせて、企画経済委員会資料5ページに位置図を示してございますので、この位置図で説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、5ページに記載してございます林道椿線の舗装事業についてでございます。上甕の平良地区の林道であり、頂上付近には現在県で整備中があります藺牟田瀬戸架橋を一望できる展望場がございます。平成25年度から整備を継続的に行っておりますが、全体計画で2,970メートルで、今年度約575メートル、舗装工事を行ひまして、本年度で全線改良する予定でございます。これが1路線です。

四つ目の林道大内浦線についてでございます。次に委員会資料の6ページをごらんください。林

道大内浦線舗装事業の位置図を掲げてございますが、この路線は下甑の瀬々野浦集落から内川内集落を結ぶ生活道路であり、また西海岸側を眺望できる観光道路としても利用できる路線であります。昨年度から整備を行っておりますが、引き続き約420メートルの舗装工事を行い、次年度29年度に全線改良を目標に整備する予定でございます。

次に、5番目にふるさとの森再生事業で整備する林業専用道について説明いたしますので、補正予算の概要13ページの下段に記載してございます、そちらをごらんください。それと、ここでも委員会資料の次のページ、7ページに記載してございます。林業専用道汐ヶ平線で、通る線は高江町の市有林内に整備を行うもので、林道寄田青山線を起点としまして全体計画が1,000メートルのうち600メートルの林業専用道の整備を本年度行うものでございます。

この林業専用道というのは、幹線林道を補完し、森林作業道と組み合わせて木材輸送機能の強化と森林作業の低コスト化を図るものでございます。

六つ目の説明をさせていただきたいと思います。次に予算書の26ページをお開きください。6款5項2目水産振興費では572万円の増額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。これは特定離島ふるさとおこし推進事業であるオニヒトデ・ウニ駆除事業委託料と魚介類中間育成放流事業補助金及び地域振興推進事業である地のもん、魅力発信事業補助金の内示額の確定に伴いまして、減額及び増額補正を行うものでございます。

内容につきまして、補正予算の概要で説明をさせていただきますので5ページ中段をごらんください。

まず、オニヒトデ及びウニ駆除事業で、甑島海域のサンゴ礁や藻場の保全を行うものでございます。申請額に対しまして8万円の減額内示であります。

七つ目でございます。次に概要の同じページの下段にあります魚介類中間育成放流事業、補助金を説明させていただきたいと思います。

これはアワビの稚貝5万個を購入しまして、甑島沿岸に放流し、アワビ資源の回復を図るものでございます。

最後に八つ目でございます。概要の14ページ、上段をごらんください。地のもん、魅力発信補助

事業で、現在、川内港に建設中の（仮称）せんだい漁師の館を活用した地域農林水産物の販売促進の活動に補助するものでございます。地域食材を使った特産品や加工品の販売促進に向けたアレンジ及び食堂における新しいメニューのアレンジ並びに販売促進の資材の整備を行うものでございます。

以上で支出の説明を終わりました、続きまして歳入予算の御説明をいたしますので、予算書の12ページをお開きください。

16款2項4目農林水産業費補助金の3節林業費補助金8,665万円の増額補正は、先ほど歳出で説明いたしました森林整備・林業木材産業活性化推進事業、林業・木材産業構造改善事業及び特定離島ふるさとおこし推進事業並びにふるさとの森再生事業の補助金として、それぞれ県支出金として収入されるものでございます。

下の段でございます。同じく4節水産業費補助金565万5,000円の増額補正は、これも先ほど説明いたしました地域振興推進事業及び特定離島ふるさとおこし推進事業の補助金として、それぞれ収入されるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。ただいま詳しく説明をいただきました。

これより御質疑方お願いをしたいと思います。ございませんか。

**○委員（杉藺道朗）** 高性能林業機械の保有状況等の説明を受けました。この市有林の経営委託ということでの一覧なんだけれども、なかなか業者によって、組合によって保有台数が少ないですね。これは過去の分を含めて、全てこの業者の方々が持ってらっしゃる部分というのは補助金が入っている部分なんでしょうか、そこはどうなんだろう、まず一点。

**○専門職（前迫俊一）** この今資料でお示ししています保有台数については、27年度末の各事業体の保有台数になっております。もちろん補助事業で導入した機械もありますけど、事業体自らが自力で購入したものを含めて記載しております。

以上です。

**○委員（杉藺道朗）** 今回2,825万でしたか、ハーベスタとフォワーダという機械を導入されるということで、何が言いたいのかといえば、台当た

り単純に言うて1,000万近い金額になるのかなと思うんです。この台数で言いましたように、複数台数それぞれの機械持ってらっしゃるところと、まだゼロというところもあるし、ここは平成29年度でのところもありましょうし、そういう状況下の中で、それぞれの事業者において、この機械のお互いの貸し借りというか、それぞれ専用の機械ですから、持ってらっしゃるところは別にしても、ないところにおいて、やはりこの市有林の経営委託を受けてらっしゃるということであれば、事業上どうしてもこの機械が要るんだよねという部分があるんだろうなと思うんですけれども、ここあたりというのは何かおわかりですか、どういう形になっているのか。

○専門職（前迫俊一） 事業体間の機械の貸し借りというのは、なかなかそれぞれこの事業体に勤めていらっしゃいます従事者、それに応じた形でやっぱり機械の台数というのもふえてるような状況にあります。ですので、事業体ごとのなかなか貸し借りというのは難しいところにありますけど。県の外郭団体担い手育成基金というところはございまして、そちらのほうで機械を持ってない事業体に関しましては、機械のリースを行う会社がありますので、そういったところで借りたのに対して、リースの一部助成をしたりというような制度がありますので、現在機械を持っていないところに関しましては、そういうリース会社から一時的に借りて作業をするような状況になっております。

○委員（杉藺道朗） わかりました。市有林について昨年の台風等々被害もあって、かなりそういう復旧といいましょうか、現場のいろいろ作業において、なかなか十分にできない部分もあったのかなと思ったりもするものですから、想像してですね。ただ、これだけの事業者の中において、しっかりこういう機会を活用されて、今、市有林そのものがしっかり整備されることであれば結構なことじゃないかなと思ったところでした。

以上です。

○委員長（川添公貴） ほかがございせんか。

○委員（江口是彦） アワビの放流事業について、ちょっとお伺いします。5万個ということですので、事業費で割れば1個100円ぐらいつくんですが、昔は漁協で、かごで長崎から多分仕入れてくるんだと思うんですけど。昆布でちょっとだけ大きくしてから放流してたんですけど、その方式

は一緒なのかと。それから地先です、5万個の放流地先は一応漁協に、そのあれは全部お任せでしてるんですかね。東側が多いのかなとは思いますが。

○林務水産課長（永田一朗） アワビの放流についてでございます。アワビの放流につきましては、3センチ以上のアワビの稚貝を購入して、放流場所につきましては、餌となる藻のある場所を選んで、潜水調査なども行いながら放流を行っております。

平成27年度におきましては、甌全体で14カ所の場所を選んで、その5万個、一応放流させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（江口是彦） 大体わかりました。その3センチの稚貝はもう直接それで購入、放流という形になるんですか。多分、親指の爪ほどに——もうちょっとそれ前後なんですけどに——してから放流はしてたんですが。

○水産振興グループ長（橋口隆二） 以前に放流してるときには、20ミリから25ミリということで放流して、江口委員のおっしゃるとおり鹿島で中間育成をしておりました。それで、歩どまりが、生息率が悪いもんですから、それを放流時点で30ミリ以上の種苗を購入して放流したらどうだろうかという案を考えまして、放流しているところでございます。放流のやり方につきましては、隠れみのがないどうしても食害にあうということで、竹を二つに割りまして、コの字状になったものを隠れみのとして放流をしてるところでございまして。追跡調査をしたところが、結構、生存率が高まっているということが出てきております。

以上です。

○委員（江口是彦） わかりました。

○委員長（川添公貴） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の方はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

ここで、議案第106号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。お願いします。

○林務水産課長（永田一朗）それでは、林務水産課のほうから所管事務報告をさせていただきますので、委員会資料の8ページをごらんください。

（仮称）せんだい漁師の館整備支援事業について経過説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番目、新築工事についてでございます。去る5月12日に6業者による参加の入札があり、外園建設工業株式会社が落札しております。落札額が税抜きで1億1,000万円でございます。工期につきましては、5月14日から10月31日までで、10月末には完成する予定でございます。

2番目に、（仮称）せんだい漁師の館の中の食堂運営に伴う飲食業衛生同業組合の子会社設立状況でございますが、子会社名が株式会社海の杜という名前で、6月1日に設立しております。

三つ目でございます。（仮称）せんだい漁師の館の名称決定についてでございます。結果から申し上げますと、「川内とれたて市場」に決定をされております。

決定までの経過について御説明させていただきます。これまで川内市漁協により川内・甕とれたて市のチラシによる応募、それとFMさつませんだいを利用しての応募、これを3月25日から5月31日の期間において実施しております。応募の結果につきましては、応募数が52名から81件の応募がございました。

6月14日の川内港物産館整備事業第6回検討会の中で最終的に4件に絞り込みを行い、その後採決により一つを決定しております。4件の候補に上がったものが、「とれたて新鮮館」、「川内とれたて市場」、平仮名で「せんだいとれたて市場」、あと「とれたて市場京泊」で、最終的に漢字の「川内とれたて市場」に決定されたところでございます。

命名者につきましては、濱本あみさん、11歳で大小路の小学生でございます。

命名の理由についてでございますが、毎月第4土曜日に開催されている川内・甕とれたて市が浸透しているためということでございます。

最後に今後のスケジュールでございますが、川内市漁協と株式会社海の杜との食堂営業に伴う協定書等の締結を行いまして、11月中にオープン

を目標に組合員の協力をいただきながら取り組んでいくということで、川内市漁協から伺っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、これらを含めて所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑がないものと認めます。

次に、委員外議員の方は。

○議員（帯田裕達）いよいよ11月にはもうオープンできる内容ですけど、海の杜のほうは食堂を運営するということで、川内漁協のほうは何か物販とかいろいろ計画があると聞いておりますが、わかってる範囲でいいですけど、例えばあそこで魚を販売するのか、いろいろ農作物も含めた販売ができるのか、その辺どうでしょうか。

○林務水産課長（永田一朗）川内近郊、あと甕島の近郊でとれた魚です、そちらの販売。それと、それを加工したもの。それと先ほど帯田議員からも言われました農産物のほうについても、今、JAのほうと協議をさせていただいて、協力をいただきながら地元の農産物の部分についても販売していくという形で考えてございます。

○水産振興グループ長（橋口隆二）魚の販売なんですけれども、市場だけの販売でなくて、市街地向けの魚の販売、また、遊々館のほうにも今、現在販売しているんですけれども、それも継続しながら販売を進めていく予定でございます。

以上です。

○議員（帯田裕達）甕島漁協との連携はどうなってますか。

○林務水産課長（永田一朗）甕漁協のほうとも連携をとってございます。甕漁協のほうでもキビナゴだったりとかタカエビだったりとか。あとはマグロの養殖もしてございますので、そちらの部分もマグロについては生食で提供するような形のもの一つを考えてございますので、そちらも連携して一応取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議員（今塩屋裕一）帯田議員にちょっと関連するところもあるんですけど、例えば漁師の館、今、

メディア等を見ましても、道の駅の特集とかやられてまして、特にどういったのをモデルにして売り上げ見込みとか、どういったのを売り上げていきたいというお考えがあったら聞かせてもらいたいなど。

あと、先ほど言った鰺漁協とのタイアップということもお聞きしたんですけど、あの辺は川内港で夜釣りをしたり、釣りをする方もいらっしますし、そして瀬渡しから、あそこから出発するところもありますし。たまたま私が行った先で、ちょうど瀬渡しを待ってる方がいらっやって、漁師の館ができるということで、釣った魚を持ち帰り、全部持って帰るというんじゃないくて、「買い取りとか、そういったことを考えているんだろうか」というお声も聞いたもので、そういったのもタイアップして。

せっかくなので、どこにも負けないような、とれた魚を皆さんに提供できればと思って、そうなればまた注目度も違いますし、そういった先の考えとか、そういった企画力があれば、聞かしてもらいたいと思います。

**○林務水産課長（永田一朗）** 今回新しく「川内とれたて市場」という形で11月オープンさせていただきますけど、来場者をどういう形で考えるかということがいろいろあると思いますが、まずは市内の人たちをとという話と。

あと鰺から観光を終えた方が、川内港のターミナルにいらっしますけど、その中でのお客さんもこの「とれたて市場」のほうに呼び込むような形のものが一つあったりとか。

あとは、川内の原子力発電所がございまして、そちらのほうに来られる方々についても、川内の河口大橋を行って、また戻ってこられたときには、またこの「とれたて市場」のところによっていただいてという形を考えているところでございます。

あと、いろんなところでPRをしながら、市外の方々、県外の方々についても、そういう形でこちらのほうに寄っていただいて購入していただくという形。

それとあと、観光の部分についても、観光・シティセールス課ともタイアップした流れで、観光ルートの中にも、この「とれたて市場」をルートとして入れ込んでいただいて、買い物していただいたりとか、あと食事していただいたりとか、そういう部分で購買を高めていきたいと考えている

ところでございます。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** あと一点、答弁漏れ。夜釣りの方々が釣ったやつを買い取りができないのかという質問です。

**○水産振興グループ長（橋口隆二）** 魚の販売につきましては、組合員を主流に考えております。漁業者の所得向上という位置づけがありますので、その中で遊漁者は今のところ考えてないところでございますが、運営次第では魚を集めたいということもありますので、今後検討していくことになると思います。

今まで視察を繰り返す中で、福岡の糸島とか宗像、あと宮崎、もちろん県内の物産館もなんですけれども、視察を繰り返す中で目標としているところは、えびす市場が規模的にも似かよった施設ではないかということで、一応そういったところを目標にはしているところでございます。

収益金も、これからいろいろ前後するとは思いますが、1億円以上の収益があるように頑張っていきたいというような、純利益でなくて売り上げです、済みません。売り上げです、済みません。売り上げを考えているということでございます。

以上です。

**○議員（今塩屋裕一）** ありがとうございます。海がしけてるとき何かですね、川内のまちを、市内を見ましても、しけてるときにはなかなか魚がとりにくいというのがありますし、そういったのでまち周辺も、そういった居酒屋なんかも買いに行けるようなそういう体制というか、そういうのができればなと思ひまして、そういった発想につながったんですけど。

もちろん遊漁船、組合員の方が瀬渡しをされるのを私、その方が組合員の方だったもので、そういったのもまた取り入れながら、売り上げ向上というか考えてもらえればと思います。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** 要望はできませんので、遊漁船の方が組合員の場合、釣り客がその方を介して販売することはできないのかという質問でございました。回答をお願いします。

**○水産振興グループ長（橋口隆二）** そこは漁協のほうで、今後検討していく中身でございます。私どものほうで今、回答を出すことがちょっとで

きないんですけれども御了承ください。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** 今後検討していただきたいと思います。

以上で、質疑は尽きたと認めます。

最後に、鹿児島市場も釣り客から魚を買っていらっしゃるという話を聞いておりますので、調べられたらどうかと思います。

以上で、林務水産課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △畜産課の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、畜産課の審査に入ります。

---

#### △議案第106号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（川添公貴）** 審査を一時中止してありました議案第106号を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

**○畜産課長（小城哲也）** 畜産課です、よろしくお願いします。畜産課の補正予算について説明いたします。

まず、歳出予算についてでございます。予算書の24ページをお開きください。6款2項1目畜産総務費でございます。

説明欄をごらんください。畜産振興育成事業費において5,630万2,000円を増額しておりますが、主なものは畜産クラスター事業補助金は2件の事業参加希望者からの要望がございまして、当初予算要求を行い予算が決定したところですが、今回畜産クラスター事業の見直しがなされたことと、1件の事業参加者から繁殖牛舎1頭320平米の追加要望があり、これに伴う事業計画の見直しのため、県との協議により4月26日付で割り当て額の内報を受けたことから早急に事業を実施する必要があり、補正を行うものでございます。

畜産クラスター事業の詳細につきましては、平成27年の9月補正におきまして事業内容について説明いたしました。企画経済委員会資料の9ページと10ページに、事業の内容につきまして記載してございますので、あともって御確認くださるようお願いいたします。主な事業内容につきましては、牛舎の施設整備でございます。

次に、歳入予算です。同じく予算書の12ペー

ジをお開きください。16款2項4目農林水産業費補助金、1節農業費補助金では、畜産クラスター事業補助金5,630万2,000円は畜産課分でございます。これにつきましては歳出で説明いたしました畜産クラスター事業に係る県からの増額分でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑はありません。

ここで議案第106号の審査を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 次に、所管事務調査を行います。何かありますか。

**○畜産課長（小城哲也）** 特にございません。

**○委員長（川添公貴）** せっかく資料いただいたんで、この畜産クラスターの事業の概要、それから10ページのどういう方が対象なのかということと、2のところの内容と、かいつまんで説明していただいて、最後にこの事業に取り組んでいらっしゃる農家数等を教えていただければありがたいと思うんですが。

**○畜産課長（小城哲也）** 済みません、資料の9ページをお開きください。この畜産クラスター事業につきましては、特にこの「クラスター」という意味でございますが、ぶどうの房を考えていただければよろしいわけですが、特に房、集団、群れということで、畜産農家を初め各畜種関係者が連携、集結して、地域ぐるみで高収益の畜産を実現するための体制のことでございます。

この畜産クラスターの事業採択条件でございますが、特に計画の知事の認定を受けるということでございます。それと、地域における畜産の収益性の向上を図るための計画、あと各ところでの課題解決への取り組みといったようなことがござい

ます。

そのような状況を踏まえまして、2のアのほうにございますが、薩摩川内市畜産クラスター協議会を設置してございます。

組織構成については（1）から（6）までございますが、各畜種の生産代表者、北薩地域振興局、それから北さつま農業協同組合、それと北薩農業共済組合、あと鹿児島県配合飼料基金協会、それと畜産課が事務局となっております。

事業の目的につきましては、ここに書いてございますが、付加価値の向上、需要の創出を目指すということでございます。

それと事業内容のエのほうですが、下段のほうですが、施設整備事業と機械導入事業、リースですが、これがございます。補助金につきましては2分の1、国庫補助ということでございます。

事業の流れにつきましては、このような流れでございます。

あと、10ページでございますが、これにつきましては施設整備事業の採択条件とか書いてございますので、お目通しいただければと思っております。

それと、あと事業の取り組みにつきましては、本年がさつま町にございます徳重人工授精所さんが入来町の副田に、それと祁答院のネクストエナジーさんが祁答院の上手のほうに、それと昨年が2件ございました。Tagayasuさんと高崎ファームさんということで取り組んでおられます。

概略、簡単ですが、以上でございます。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

ただいま簡単に説明いただきましたが、これらを含めて御質疑願いたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で畜産課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

△耕地課の審査

○委員長（川添公貴）次に、耕地課の審査の審査に入りますが、議案及び所管事務について報告は何もないそうですので、所管事務全般について御質疑を願いたいと思います。

〔「よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）ここで休憩します。

~~~~~

午前11時30分休憩

~~~~~

午前11時30分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）先ほど言いましたように、議案、所管事務、報告等はないようでございますが、所管事務全般について御質疑はございませんか。報告事項ありますか。

○耕地課長（堀ノ内美年）豪雨に対して、よろしいでしょうか。

○委員長（川添公貴）それでは、せんだつての豪雨災害について課長のほうから報告あるそうですので、お願いをいたします。

○耕地課長（堀ノ内美年）6月の豪雨による被害状況について、若干お知らせをいたします。

現在調査中でありますので、詳細は把握できておりませんが、現在のところ公共災害、単独災害含めて100件を超える見込みであります。今後早期の把握、復旧に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で耕地課の審査を終わります。大変ですけど、頑張ってください。

△六次産業対策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、六次産業対策課の審査に入りますが、その前にここで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時32分休憩

~~~~~

午前11時32分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。

開きます。

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案はありませんが、所管事務について報告があるそうですので、お願いいたします。

○六次産業対策課長（山元義一）それでは、委員会資料に基づき説明いたします。委員会資料の11ページをお開きください。本年3月、六次産業化基本計画の中間評価を行い、軽微な変更を行いましたので、概要版を用いて報告いたします。

基本計画は、薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例に基づき、平成26年3月に策定し、農林漁業者が主役の6次産業化の推進を基本理念のもと五つの基本方針、16の基本施策、35の事業を計画し、取り組みを進めてきております。

12ページの表の右上になります基本計画は平成26年から平成30年度までの5カ年間の計画であります。前期を平成26、平成27年度の2カ年間、後期を平成28年度から平成30年度までの3カ年とし、二つの期間を区切って取り組みを進めており、本年3月末で前期期間が終了したため、中間評価を実施いたしました。

前期2年間の取り組んだ主な事業を、この表の右から2列目、実施する事業の列で説明いたします。

この表の下から2行目になります六次産業化担当部署の設置では、平成26年4月に専門部署である六次産業対策課を設置し、市の6次産業化の取り組みの相談支援窓口として役割を果たしてきました。

あわせて下から5行目、市独自の助成制度の創設では、本市独自の六次産業化推進事業補助金を新設し、各農林漁業者の取り組み内容に応じた支援を実施してきました。

次に、前期2年間は、人材育成及び意識啓発を中心に重点的に取り組みを進めております。7行目にあるように、啓発活動と掘り起こしを行うための六次産業化シンポジウムの開催や次の8行目の六次産業化の基礎から専門的な知識を習得するための各種講習会の実施、このほか前期に計画されましたさまざまな事業に取り組んでまいりました。

このような取り組みの結果、補助の前提条件と

なる六次産業化実施計画の承認者が9件となったことから、おおむね取り組みは順調に進んでいると評価したところであります。

次に、あけていただきまして、13ページの下の方をご覧ください。下の4番のほうに、目標値の設定と計画の見直しとあります。ここに基本計画の目標として掲げております6次産業化に新たに取り組んだ農林漁業者の数を5年間で10件として、前期では3、4件を想定しておりましたが、新たに6次産業化に取り組んだ農林漁業者は、承認者9件のうち2件であったため、この1点につきましては、その進捗状況がおくれていると評価したところでございます。

このことから、新たに6次産業化に取り組む農林漁業者を掘り起こして実施計画の承認につなげていくため、工期につきましても人材育成に引き続き注力することとし、その進め方や内容を改善することといたしました。具体的には、今回の基本計画の見直しについて、人材育成に関する事業を中心とした各事業の実施期間を後期まで延長する軽微な変更を行ったところです。

申しわけありませんが、また12ページのほうに戻っていただきたいと思います。こちらの変更した箇所につきましては、一番右の列の後期のところの白丸印のところが変更箇所でございます。後期3年間も継続して実施すべきと判断した事業として、8段目の農林漁業者のための基礎知識勉強会の開催、次の白丸、六次産業化リーダーの育成の人材育成に関する2つの事業と、次のほうの白丸、消費者ニーズ調査の実施、その下の白丸、市独自の六次産業化ブランド認証制度の構築につきましても、人材育成の各取り組みと連動することから、この2事業も加えまして、今、説明いたしました四つの事業について、実施期間の記載を前期のみから後期まで改めることといたしました。

後期3年間の人材育成の考え方といたしましては、引き続き基本計画の目標と掲げている新たに6次産業化に取り組んだ農林漁業者の数を10という目標を達成するため、人材育成事業として6次産業化の裾野を広げる事業展開と6次産業化の実践者に引き上げるステップアップ方式による事業展開の両輪で取り組んでいきたいというふうと考えているところです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、これらを含めて御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（成川幸太郎）新たに6次産業化に取り組んだ農林漁業者の数が、目標よりちょっとおくられてるということを今、言われました。そのために継続してやる事業が裾野を広げたいというようなことですが、これを見ますと基本計画の出前講座の開催、六次産業化推進シンポジウムの開催というのが印がついてますが、これはもう後期ではやらないということでしょうか。

○六次産業対策課長（山元義一）基本計画の出前講座につきましては、2年間各地域で実施してきておりますので、こちらのことについては前期で終了したい。またシンポジウムにつきましても、広く市民の方へ6次産業化を知っていただく啓発活動として行っておりまして、これにつきましてももう3回ほど実施いたしましたので、こちらのほうも前期で終了したいというふうに考えております。

○委員（成川幸太郎）いや、ただ単に、本当に広げたいのであれば、今で終わってせっかくここまでやってきて、実際に新規の取り組み者、ふえてないわけですから。同じようにシンポジウムとか出前講座はやってたけど、継続してやって、新たな興味を持つ人を発掘しないといけないんじゃないですか。

ただ、この中では白丸で、農林漁業者のための基礎知識勉強会の開催はやるということですが、新たに参加、6次産業に取り組もうというのであれば、新たなところをもっと拡大、継続してやっていく必要があるんじゃないかなと、私は思うんですが、いかがでしょう。

○六次産業対策課長（山元義一）基本計画の目標を達成するために、少なくとも残り3年間で8件の農林漁業者を新たに見つけるというようなことなんですけれども、その方法といたしましては、先ほどと一緒になりますけれども、人材育成事業として6次産業化の裾野を広げる事業展開と、6次産業化の実践者に引き上げる事業展開の両輪で取り組んでいくということで、具体的にはその6次産業化に興味のある方が集まっていただく基礎講習会を裾野を広げる事業としては行っていきたいと。

新たな取り組みとしては、この受講者の中に、サポートを支援を行いながら新たに6次産業化に取り組む農林漁業者の方を次のステップ、専門講習会であるとか異業種交流会、個別の相談会へステップアップさせながら新規の方につなげていきたいというようなことを考えております。

また、個別相談につきましても、これまでは農林漁業者の方が困っている点をフォローするような専門家の派遣が主でしたが、今年度からは六次産業化実施計画の策定のサポート支援についてもあわせて行っていきたいというふうに考えております。

このほか人材育成以外の取り組みの中でも、6次産業化に新たに取り組む農林漁業者の掘り起こしについても行っていきたいというふうに考えているところです。このような取り組みを行いながら、目標値の達成をしたいというふうに考えています。

○委員（成川幸太郎）今、聞いとけば、今まで2年間やってきて、出前講座であるとか、シンポジウムをやった。地域資源の掘り起こしもやって取り組んできた。実際には2件だったけど、これまでそういうのに参加された方の中で、新たに参加される可能性のあるという方がいらっしゃるのでしょうか。そうであれば、その中のところ具体的にあと発見をということで持っていけばいいんでしょうけども、どうでしょう。

○六次産業対策課長（山元義一）これまで基礎講習会を受講された中からも、計画書の承認につながっている方もいらっしゃいます。

また、昨年度受講された中で、今現在、実施計画に向けて取り組んでいる方が複数いらっしゃるところでございます。

以上です。

○委員長（川添公貴）実数を、何人講習を受けられて、何人これにつながったかというのを示していただければ理解しやすいと思うんですよ。

○六次産業対策監（小柳津賢一）若干補足をさせていただきます。説明がもしかしたら不足があるかもしれませんので。データはちょっと課長のほうから。今、委員長から御指摘あったデータは精査させて答弁させますけれども。

例えば、今、副委員長から御指摘いただきました出前講座につきましても、2年間はこちらから各地域、旧1市4町4村に出向く形で、年に1回

か2回必ずやっておりました。川内はちょっと広いので、幾つかのエリアに分けてやったりしてましたけども、例えば出前講座についても、今後全くしないということではなくて、こちらから各地域ごとに必ず1回ずつやるやつを、今後は要請があったときにするという考え方を持っております。

それと、あとシンポジウムに関しましても、実はシンポジウムという名前はつけてなかったんですけども、最初は六次産業化研修会という確かな名前にしましたが、25年度から実際にはシンポジウムらしきものをやっております、そこを含めますと、ちょっと人数が若干このところ減ってきているという状況がございます。一つはシンポジウムも農林漁業者中心ということでは、優先ということではしておったんですけども、農林漁業者以外の方々も含めて誰でもいいですよという部分でやっておりましたから、そういう部分も2月に行ったシンポジウムもそういうところでやっただけなんです。

今後は限られた予算の中で、先ほどから課長が申し上げておりますとおり、実施計画の承認につながっていくような基礎講習会、専門講習会、それからシンポジウムの受講者の中からもなんですけど、それぞれの6次産業化のレベル、入り口にまだ立ってる人、あるいは10段階でいうと3、4ぐらいのレベルあるいは7、8ぐらいのレベル。そういうような部分に、農林漁業者のレベルに応じた、きめ細やかな対応を限られた財源の中でシフトをしたいということで、課長が申し上げたとおりでございます。

数値につきましては、今、答弁させます、申しわけございません。

**○六次産業対策課長（山元義一）**平成26年度の基礎講習会、17名受講しまして、その中に新たに農林漁業者に取り組んだ方が1名いらっしゃいます。昨年度平成27年度は13名の方が受講されまして、そのうち一人はもう実績として上げてまして、あとお二人、六次産業化実施計画の作成に取り組んでいる方がいらっしゃいます。

以上でございます。

**○委員（成川幸太郎）**最後にします。最初に6次産業化って取り組まれるときに、1次産業の方だけでは非常に難しいものがあるんじゃないかなろうかと。農商工連携をもっと図って、そこは連携した事業に対してもこの6次産業のことを考えて

やるべきじゃないかということは申し上げていきました。

ぜひ、これをうまく進めるためにも、農業者の方々がそれを考えるというのは非常に負担が多いと思います。いろんな計画をつくるにしても、そこら辺が連携——異業種連携交流と書いてありますけども、特に1次産業は1次産業、2次産業は2次産業、3次産業は3次産業という、それぞれ専門性を持った方々が一緒になって——6次産業に取り組むということが推進されれば、もっと進むんじゃないかなと思いますので、ぜひそういった考え方もしていただければと思います。

以上です。

**○六次産業対策監（小柳津賢一）**御指摘確かに、副委員長から当初のころからそういう御指摘をいただいておりますし、非常にごもつともだというふうに思っております。

ただ、そのときの私どもの考え方として御答弁なり御説明なりをしてきたかと思っておりますけども、平成25年7月、ちょうど3年前に条例をつくりまして、条例上の6次産業化は農林漁業者の方々が加工なり、販売なり取り組む6次産業化ということに位置づけたと。ですので、1次から2次、3次に出張っていく6次産業化ということからまず取り組みたいというふうに、ちょっと私としては申し上げてきたつもりです、本会議、委員会等の場ですね。

実際、副委員長からいただいた御指摘はごもつともですので、今年度から3月議会の委員会でも御説明しましたが、農商工連携に対する手当も新規につくりました。その部分——私どももずっとやっぱり手が回ってなかった部分、ということで、認識はしておりましたので、やっと予算が取れましたのでできました。

3月議会で副委員長から御指摘いただきましたとおり、農商工連携ということで商工業者サイドにもPRをとという御指摘いただきましたから、その後、商工会議所、商工会、それから企業連携協議会、いろんな場でビラをまくなり、説明をするなりしております。

このところ農商工連携という形での6次産業化の相談も少しずつではありますが出てきておまして、そちらのほうもこれからは力を入れていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（成川幸太郎）計画どおりになるように進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

じゃ、委員外議員の発言を許します。

○議員（帯田裕達）ここの基本方針、基本施策の13番目に、後期に新たに始まるということで、観光農園等、食に関する体験ができる場所を提供することによって、観光戦略の一つとして取り組むということがありますが、これもうちちょっと詳しく説明をお願いします。

○六次産業対策課長（山元義一）体験型観光との連動につきましては、今、観光・シティセールス課で取り組んでおります、きゃんぱくの体験型であるとか、観光物産協会、両課で行っている、そういうきゃんぱくを行っているんですが。体験型観光プログラムということで、市内にも観光農園が幾つかありますので、既に取り組んでいらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、6次産業化と観光と連動して行えないかというようなことを考えておりまして、まだ具体的には、済いません、これからという形になります。

○委員長（川添公貴）じゃ、質疑は尽きましたので、以上で六次産業対策課を終わります。御苦労さまでした。

---

△商工政策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、商工政策課の審査に入ります。

---

△議案第99号 薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の制定について

○委員長（川添公貴）それでは、議案第99号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○商工政策課長（宮里敏郎）では、議案第99号薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその2の99-1ページをお開きください。条例の定義につきましては、本会議で部長が説明したとおりでございます。

では、99-2ページから条例の内容について御説明いたします。

まず、第2条におきまして、用語の意義を定めるとともに、入来工業団地に誘致する業種について定めております。

第4条では、奨励措置を定めておりまして、第1号で用地の減額譲渡、第2号で用地の減額貸付及び無償譲渡、第3号で固定資産の課税免除について定めております。

第5条におきましては、減額譲渡等の要件を定め、要件として用地の取得、または貸し付け後5年以内の操業開始と、操業開始に伴う新規雇用者数を5人以上、また商業施設にあつては50人以上というふうに定めているところでございます。

第6条でございますけれども、第6条において減額譲渡等の内容について定めております。減額譲渡及び減額貸付につきましては、それぞれの用地面積に規則で定めた価格を乗じて得た額とし、課税免除につきましては操業開始の翌年度から最長10年間とするものと定めているものでございます。

また、第7条では、減額貸付を受けた用地において10年以上操業した場合、業者からの申請があつた場合には無償譲渡をすることができることを。

また、第11条におきましては、省令措置の対象事業者における責務等を、第12条では、省令措置対象者、対象事業者の指定の取り消し等について定めているところでございます。

99-6ページをお開きください。条例施行規則（案）を添付してございます。この中の99-7ページになりますけれども、第7条において、減額譲渡及び減額貸付の価格について定めております。減額譲渡の価格について1平方メートル当たり2,964円、減額貸付の場合について1平方メートル当たり297円としているところでございます。

では、別途配付しております議会資料のほうの1ページをお開きください。ただいま説明いたしました条例規則を踏まえまして取り扱いについて、この表で整理しておりますので、改めて説明させていただきます。

1の目的については、条例第1条のとおりでございます。

2の土地の概要ですが、所在地は入来町副田字立山の4筆になります。台帳地目は宅地でございます。現状は更地となっています。

面積は、市道の認定予定面積を除きまして、

10万1,847平米となっているところでございます。

3に優遇制度について記載しております。まず売却につきまして、価格は先ほど申し上げましたとおり条例第6条及び規則第7条により、1平方メートル当たり2,964円、坪で9,800円となります。この価格設定につきましては、3月の委員会で説明しましたとおり取得価格に10年間の管理費用を加算した額で算定いたしました。

また、条例第5条に、土地取得後5年以内の操業を譲渡等の要件にしていることから、5年以内に操業開始がない場合には、買い戻すことができるというふうにしております。

なお、この買い戻しの特約については、内規及び売買契約に明記したいというふうを考えております。

賃借及び賃借後の無償譲渡につきまして、賃借の価格について、条例第6条及び規則第7条により、年間1平方メートル当たり297円、坪980円とし、操業10年経過後、事業者からの申請により無償譲渡できることとしております。

なお、譲渡を受けず継続しての賃借も、そのままの継続しての賃借も可能というふうになっております。

また、無償譲渡後におきまして、5年以上の操業を継続したい場合、条例第12条において指定の取り消しも行うことができるというふうにしております。賃借の場合も売却の場合と同じく賃借を5年以内に操業開始しない場合については、契約の解除をすることができるというふうにしております。

なお、減額譲渡、減額貸付というふうに説明しておりますけれども、売却、賃借、いずれの場合も取得額の原価を下回るような価格設定は行っておりませんので、申し添えさせていただきます。

次に、税制の優遇制度でございますけれども、これにつきましては条例第6条により操業開始の翌年から10年間免除するということになります。

なお、操業開始をしていない期間、これは通常課税となり、売却の場合は土地家屋、償却資産の課税免除、賃借の場合は家屋償却資産の課税免除が対象となります。

4のその他でございますけれども、立地対象業種につきましては、条例第2条に規定したとおりで、これにつきましてはこれまでの企業立地支援条例

の対象業種に準じております。同じでございます。1区画当たりの面積については、原則5,000平米以上としております。

また、用地が処分されるまでの間は、地域の皆様方の行事等に利活用できるようにしていきたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

「これはいかないのですか」と呼ぶ者あり

○委員長（川添公貴） 議案と関係ありますか。条例と関係ありますか。

○商工政策課長（宮里敏郎） いや、直接は。後で。

○委員長（川添公貴） 後ででしょうかね。

ただいま説明がありましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。ありませんか。

○委員（小田原勇次郎） 済いません、私は2点。1点は確認ですから。いわゆるこの条例の対象になるのが一つの区画面積が原則5,000平米以上となっておりますが、原則なので当然4,000平米もその範疇で、判断の中でこれに対象できるという認識でよろしいのかというのが、これは確認事項で、一点。

もう一つは、非常にこれはこの条例の中でわかりにくい部分の中で、工業生産施設という概念の中が、規則の中で農林産物を工業的に生産するという部分で、これは工業かよ、農業かよという範疇が非常にわかりにくい。

だから、片や一つは、農林水産省の補助金で農産物をするという農林の範疇で捉えられるようなお金の引き出し方をしておって、今度はこっちは工業的な部分ですというのは、そこあたりの判断に疑義が生じないのか。今回そこで適応させやすいような規則のつくりかたをしてるように、これはうがった見方なんですけど、そんなふうにも受け取れるもんですから。農業と工業の部分の判断の部分をちょっと明確にできるのかどうかだけ、ちょっと確認させてください。

○商工政策課長（宮里敏郎） まず、一点目の1区画5,000平米の取り扱いでございますけれども、これは小田原委員が言われたとおり原則5,000平米ですので、対象となる立地企業の状況によっては、その分を下回る部分も当然想定はしておりますので、そういう取り扱いにさせてい

ただきたいと思います。

2点目の工業生産施設の中で、恐らく植物工場と通常のそれ以外の農業の分との区別ということでの御質問だと思いますけれども、規則のほうをつけてございます、規則（案）のほうを。議案つづり2の99-6ページになりますけれども、その第2条の中に工業生産施設ということで、その第2項に植物工場についてはここに明記しております、読み上げさせていただきますと、「人工的に光水分及び養分等の供給を制御する設備を有し、太陽光を遮断した密閉空間内で農林水産物を工業的に生産する施設及びその施設に付随する用途に資する施設については、これは工業生産施設として入来工業団地への企業誘致に加える。」ということでございますので、完全密閉型の植物工業というのをここで明記させていただいておりますので、通常のハウス型とはここで区分させていただいているということでございます。

○委員（小田原勇次郎）わかりました。条例の中では一応、条文の中には規則で定めるといううたい方をしてありますので、規則の中で柔軟に対応できるんだなというふうに理解をしたところがありますので、今後とも頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）この条例が早く可決されないことには、例の4,000平米のレタス工場もできないということですよ。この条例はもっと早く準備されてたんですか、どっちが先だったんですか。言いにくいでしょうけど。条例を早く出さなきゃいかんかったわけですよ、本当は。企業が来る前に。

○商工政策課長（宮里敏郎）今、誘致というか立地を希望されております植物工場については、去年の夏ぐらいからの話がございました。ただ、その場合については、場所の限定はまだしておりませんでした。

この入来の工業団地のところについては、当初の予定どおり3月で取得した後に、条例の整備——3月末で取得いたしましたので、その後に要綱等の整備、また別途建設部で出ます市道認定の議案もございましたので、その整理をした後に今回6月議会でこれを提出——させていただいておりますので、それで当初の予定どおり条例等についても出させていただいているということでござ

います。

○委員（瀬尾和敬）については、配ってくださるうとした、あれをちょっと見せていただいて、そして審議にしたいと思いますので、いいですか。委員長、よろしくお願いします。

○委員長（川添公貴）この議案第99号の審査に当たって必要ということですので、資料をお配りください。

〔資料配付〕

○委員（瀬尾和敬）この資料に基づいて説明をお願いします。正面玄関がどこなのかとか。

○商工政策課長（宮里敏郎）今、お手元にお配りしました入来工業団地の現在の写真をつけてございます。ちょうど見ていただきますと、図の右側が北側になります。右側が北側で、右側のところにちょうど入来のグラウンド、文化ホール、ちょっと白く見えているところが入来のグラウンドになります。上のほうが西側になります。西側ですから、国道328号側になります。ちょうど区画が大きく4区画に分かれているんですけども、ちょうど右上のところに若干入り口の跡が残ってますけれども、ここが以前の旧富士通の入り口、社屋の入り口になります。

今回、植物工場のほうが、今、検討されている用地につきましては、斜線で引いた部分でございまして、実は今朝、部長のほうは、この入り口のところ、右の入り口のところを検討ということで説明したと思うんですけども。

これは今まで、この辺を検討されておりました。早めに場所については、一応もう一回再検討したいということで、けさほど業者のほうと現場で確認しましたけども、今回の今の現段階での用地としては、山側のほうの区画の一部、一番南側ですね。南側、南東側になるんですけども、その部分の一部を約4,000平米ほど取得したいという申し出があったところです。

なお、今回、当初部長が説明しました旧富士通の入り口のところから、こちら側に希望地をちょっと検討を変えられた大きな理由は、植物工場の建物自体が、実は高さが13メートルぐらいの工場になります。植物工場はだんだんにずっとケースを重ねていって、それが12段ぐらいになるというふうに聞いておりますので、社屋の高さ自体が13メートルぐらいになると。とすると、あの建物の何もない中に13メートルのが建つと、

我々余り影響ないと思うんですけども、近隣の住宅地の方々が日照とか、ないとは思いますが、そういうトラブルも起こる可能性がある。

そうすると、最も影響の少ないこの南側の山側のほうに、背の高い工場をつくったほうがより住民の皆様にも迷惑をかけないということで、今はこの斜線のところを借地でお借りできないかという申し出を今、協議をしているところです。

○委員（瀬尾和敬）お話を聞いて、なかなか賢明な業者さんだと思いました。そして、この図面を見て、ある意味安心しました。とんでもない真ん中だと、あとあと大変だろうかと心配してましたけど、これはいい方だと思いますが、条例が決定してから鋭意進めてくださるようお願いしたいと思います。

○委員（成川幸太郎）この土地については、売買と賃貸とあったわけですけども、第7条を見ると、10年すれば無償譲渡が申請できるわけだから、恐らく第1回目で買われる方ほとんどないんじゃないかなというふうな気がします。

その後、無償譲渡したというのが目的どおりになってないと返還ができると、無償譲渡して相手のものになったやつを返還をさせるということは、本当にできるんでしょうか。

○商工政策課長（宮里敏郎）10年貸し付けをした後に無償譲渡をして、その後5年間はそのまま継続して、その同じ事業を継続しない場合について買い戻しになれば要件の取り消しというのを、要件に入れるというのを条例にうたっておりますので、それは契約等にきちんとうたって、事業者には最初から周知をしておきたいというふうに思ってます。

○委員（成川幸太郎）最初に言いました売る気がないんじゃないかなという気がするんですが、本当に。だって、買ってお金を払えば無償譲渡はないわけでしょう。賃貸して10年たったら無償譲渡があるから、今出る事業者としては、当然、賃貸で行って、10年後に無償譲渡を受けたほうがいいという形になると思うんですけども、そこら辺はどうお考えですか。

○商工政策課長（宮里敏郎）もちろん我々も賃貸よりは売却をしていただいたほうが、責任を持って事業者が事業に取り組んでいただくことができますので。価格の設定につきましては、売却と賃貸を比べてみますと、賃貸のほうが10年間の

賃借料、それと一括の売買の価格というのを比較しますと、当然、賃貸のほうが不利、売却していただいたほうが事業者にとっては、若干ですけども、有利にするような価格設定にはしております。

ですので、我々としては、できるだけ賃貸じゃなくて譲渡、売却のほうを進めていきたいという考えでございます。

○委員（成川幸太郎）ありがとうございました。

○委員長（川添公貴）また、この件に関しては、お金が絡むことですので、鋭意また御説明方お願いをしたいと思います。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はありませんので、これより採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議ありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで休憩します。

~~~~~

午後0時10分休憩

~~~~~

午後1時 8分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）それでは、残っております所管事務調査について、説明方お願いします。

○商工政策課長（宮里敏郎）それでは、産業支援センターの運営状況について御説明させていただきますので、企画経済委員会資料の1ページをお開きください。

ことし4月に開設いたしました薩摩川内市産業支援センターの運営状況について御報告いたします。

まず、これまでの相談実績でございますけれども、5月末までに相談件数が105件、相談企業数が57社、うち創業予定者の相談が23人というふうになっております。

当初計画では、開業当初におきましては、月30件というのを見込んでおりましたので、実績は計画の1.75倍となっているところで、さらに、6月の相談実績ですけれども、相談件数が、25日現在で、6月一ヶ月だけで81件というふうになっているところでございます。

相談の内容でございますけれども、相談内容別では、創業についてが47件と、全体の約半分を占めております。次に、売上拡大、経営改善の相談が多くなっているところで、

相談者につきましては男性がほとんどで、年代では30代が約3割を占めておまして、次に50代、60代となっているようでございます。

創業予定者の相談者が23人、5月末でございますけれども、その23人の現状でございますが、23人のうち既に6人が開業済み、二人が法人の設立済みということになっているところでございます。

では、資料2ページのほうをごらんください。

5月12日から鹿児島産業支援センターと協定を結びまして、市の産業支援センター内に鹿児島県よろず支援拠点、北薩よろず相談窓口を開設しております。この窓口は、本市を含む北薩地域全体の企業相談を受けるために、毎週木曜日に、県のよろず支援拠点施設のコーディネーターが来庁され、相談を行っているものでございます。北薩地域の企業が相談に訪れることで、市内企業との連携やマッチングも期待できるとともに、よろず支援拠点の専門コーディネーターの相談業務に本市のコーディネーターも同席することで、本市コーディネーターのスキルアップも図られているところでございます。

次に、講演会、セミナーの開催状況ですけれども、5月21日に産業支援センターオープン記念講演会を鹿児島純心女子大学で開催いたしました。243名の方々に参加していただき、基調講演、特別講演、パネルディスカッションを行ったところでございます。なお、定期講演会につきまして

は、この後、ことし8月と10月にも開催する計画となっております。

そのほか、セミナーの開催につきましては、これまで個別にセミナーのテーマを設定いたしまして、6月までに2回実施しております。6月23日のセミナーには、10名定員に対しまして24名の参加があったところでございます。なお、セミナーについては、今後2カ月に1回程度をめぐりに実施をしていくということになっております。

市内の企業訪問につきましては、5月末までに8社訪問となっておりますけれども、今後はさらに、この訪問件数もふやしていくというふうになっているところでございます。

また、6月15、16日に、甕地域への会社訪問による相談会も実施いたしまして、両日で14社を訪問したところでございます。また、甕地域への定期的な訪問、相談会の実施につきましても、今後おおむね2カ月1回程度をめぐりに実施するという予定であると聞いておるところでございます。

いずれにしましても、現段階では、特に相談数におきまして、当初の予定を上回る実績となっております。センターについては順調な運営となっているところでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたけど、これらを含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（成川幸太郎）創業予定者の状況のところで、開業済みが6人ということですか、すばらしいなと思いますけれども、こういった業種の方で6人が構成されてるか、わかってれば教えてください。

○商工政策課長（宮里敏郎）既に6人の開業が済んでるんですけども、この内訳でございますが、飲食業が一人、それからクリニックを開始された方が一人、それとコンサルタント業が一人、あと流通関係が一人と、あと介護関連事業についてが、お二人というふうになっております。合計6人が5月末までに開業済みということでございます。

○委員長（川添公貴）いいですか。ほかございませんか。

○委員（小田原勇次郎）私、これ、ひょっとし

たら当初予算で同じこと聞いたかもしれないので、もしあれだったら申しわけありません。

今回、一般質問でも御答弁がありました。いわゆる新規創業の件数が、平成27年度までの実績23件というたしか答弁——平成31年度までを40件を目途にというようなお話で——議論がされたと思うんですが。ことしは当初予算でまた、創業支援事業のほうも予算計上がされてる中で、こういう、例えば今まで過去創業された方っていうのは、今継続的にずっと事業のほうは、途中で挫折されずに引き続き継続されてるというふうに認識しておけばよろしいんでしょうか。

というのが、先般、企画経済委員会でちょっと視察した先で、3年間、最初、創業支援の補助を出してるんですが、それが切れてしまうとなかなか尻切れトンぼになるというような部分の説明もありまして、そこあたりをちょっと御説明いただければと思うところです。

○商工政策課長（宮里敏郎） 創業支援につきまして、今年度新しく創業支援事業の補助金の創設はしておりますけども。これまで中心市街地におきましてはテナントミックス事業ということで、家賃補助の分についてをやっているところがございますけども。具体的にいいますと、今までテナントミックス事業で平成24年度から継続してきておりますけども、現在も26件ほど、そのテナントミックスで新しく創業していただいております。

ただ、その中で、やはり職業とか小売業の中で3店舗ほどは途中で撤退し、補助を打ち切ったというのもございますけども、残りの23店舗についてはそのまま継続されております。

もちろん、補助が打ち切られた分についても、そのまま継続して創業をしていただいているところですけども、今、委員がおっしゃるとおり、補助期間が終わった後もきちんと創業を続けていただかないと全く意味がないことでございますので、そこについては商工会議所、商工会、それから4月に開設いたしました産業支援センターのほうできちんと伴走型のコーディネートができるように、今後も関係機関と連携して支援をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（川添公貴） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

以上で……。

○商工政策課長（宮里敏郎） 報告を。

○委員長（川添公貴） どうぞ。

○商工政策課長（宮里敏郎） 薩摩川内市企業連携協議会と鹿児島純心女子大学が今回、包括的連携に係る協定書を締結するということになりましたので、その件について御報告させていただきます。

鹿児島純心女子大学からの申し出によりまして、来週7月4日に、大学と企業連携協議会が包括的連携に関する協定の締結を市の立会いのもと行うということになりました。

今回の締結の目的につきましては、両者が産学連携活動を円滑に推進して、地域社会発展と人材育成に貢献することを目的に行うというものでございまして、具体的な連携事業といたしまして、学生の就業及び人材育成に関する事項、地域活性化と産業振興に関する事項、教育、研究、文化の振興に関する事項、その他両者が必要と認める事項というふうになっております。

今回の協定締結により、協議会と大学の共同研究による製品開発、あるいはインターンシップ等の事業を通しての地元企業との交流等が深まり、地元企業への就職促進等にもつながるというような効果が期待されているところでございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいまの報告について何か聞きたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） ありませんので、以上で商工政策課を終わります。御苦労さまでした。

△交通貿易課の審査

○委員長（川添公貴） 次に、交通貿易課の審査に入ります。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時17分休憩

~~~~~

午後1時18分開議

~~~~~

**○委員長（川添公貴）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第106号 平成28年度一般会計

補正予算

○委員長（川添公貴）審査を一時中止してありました議案第106号を議題といたします。当局の説明をお願いします。

○交通貿易課長（佐多孝一）それでは、議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、交通貿易課分について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書の27ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費、説明欄、事項、川内港利活用推進事業費211万6,000円は、薩摩川内ポートフェア事業に関する経費でございます。事業の内容について、補正予算の概要で説明させていただきますので、資料の14ページをお開きください。

（2）－11、薩摩川内ポートフェア事業につきましては、川内港を活用した物流、川内甕島航路の利用促進及び友好としての交流を市民に周知するため、川内港ターミナルを活用した交流イベントを開催し、地域の活性化を図るものでございます。

この事業は、昨年に続き2回目の事業でございます。財源としまして、鹿児島県地域振興推進事業補助金105万7,000円を充当予定であります。また、実施時期については、11月を予定しております。

次に、予算に関する説明書、27ページにお戻りください。

同項目、事項、コミュニティバス等運行対策費3,230万円は、甕島地域観光バス導入事業に関する経費でございます。事業の内容について、補正予算の概要で説明させていただきますので、資料の6ページをお開きください。

（1）－7、甕島地域観光バス導入事業につきましては、観光バスの需要が高まっている甕島地域において、観光客及び市民の利便性の向上を図るため、路線バスと併用できる観光バス2台を購入するものでございます。財源としまして、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金2,584万円を充当予定であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算に関する説明書、13ページをお開きください。

16款2項5目商工費補助金、1節商工費補助金欄にありますとおり、2,689万7,000円のうち、地域振興推進事業補助金105万7,000円、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金2,584万円が、それぞれ薩摩川内ポートフェア事業と甕島地域観光バス導入事業に関する歳入予算として措置しております。

以上、交通貿易課に係る平成28年度一般会計補正予算についての説明を終わりますが、御質疑に対します数値など細かなデータの回答につきましては、専門職以下、課長代理、主幹、グループ長からも回答させますことを御了承ください。よろしく御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたけど、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員のお願いします。

〔発言する者あり〕

○委員長（川添公貴）思い出したと言うたらダメダメ。ここで、議案第106号の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。何かございますか。

○交通貿易課長（佐多孝一）それでは、所管事務調査として、委員会資料に基づき説明させていただきます。企画経済委員会資料の3ページをお開きください。

所管の事業関係について御報告させていただきます。

初めに、1、薩摩川内市地域公共交通網形成計画概要版の配布についてでございます。

平成27年度に薩摩川内市地域公共交通活性化協議会で策定しました薩摩川内市地域公共交通網形成計画概要版をお手元に配付いたしております。

今後、本計画書をもとに、利用者の利便性向上のため、路線の見直し、ダイヤの改正、デマンド導入など、地域に合った交通網を5年計画で進めていきたいと考えております。本年度は、本土地域のコミュニティバス路線の再編を行う実施計画

を策定する予定でございます。

次に、2、川内港貿易促進補助金の改正についてでございます。

(1) 改正概要でございます。

①川内港貿易補助金のコンテナ補助金1個当たりを、新規利用者現行2万円、上限40万円を、4万円、上限80万円に拡充。

②川内港木材輸出促進補助金のコンテナ補助金1個当たりを、新規利用者現行3万円、上限90万円を、4万円、上限120万円に拡充。くん蒸補助金につきましては、新規、継続利用者に対し、15万円、上限45万円を新設いたしました。

(2) 改正の背景でございます。大きくは3点ございます。

まず1点目、平成27年のコンテナ取扱量が、中国経済の減速や県外製紙会社の製造機械トラブルにより、市内製紙会社の海外輸出用のパルプを国内用として利用されたことにより、対前年比89%であったこと。

2点目が、原油価格の下落に伴い、中国のパルプ市況が悪化したことにより、輸出量が大幅に落ち込んでいることから、平成28年のコンテナ取扱量がさらに減少することが予想されること。

3点目が、昨年の知事要望で、長年要望していました川内港の整備について、検討に入るとの御判断をいただいたところであり、今後検討を進めていただくためにも、安定したコンテナ取扱量を維持していく必要があること。

以上のことより、早急な対策を講じる必要があり、荷役業者、木材輸出入業者への聞き取り調査を行った結果、新規利用者に対する補助金の拡充が効果的であると判断したことから、見直しを実施したものでございます。

(3) 改正による効果ですが、4月以降、木材輸出が新規2社、継続2社、木材以外、新規12社の利用の実績がございました。参考としまして、本年1月から5月までの月別取扱量比較を計上しておりますが、5月末現在で、対前年比約80%であることから、この比率を平成27年の取扱量1万7,837TEUに掛けた場合、年間取扱量が1万4,269TEUとなり、対前年比約3,500TEUの減が想定されるところです。なお、制度改正に伴う予算については、現行予算で対応する予定でございます。

続きまして、資料はございませんが、クルーズトレイン「ななつ星 in 九州」について御報告させていただきます。

ななつ星は、熊本地震の影響により、5月7日土曜日出発分から代替ルートで運行を再開しておりましたが、8月30日火曜日出発便より、薩摩高城駅に停車する運行ルートを再開することになりました。なお、停車日につきましては、再開後1便目につきまして、9月1日の木曜日16時52分着で、17時22分発となります。

以上で、交通貿易課関係についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、これらを含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）濟いません。先ほどの予算と関連して、今回、甑島のほうにコミュニティバスを2台で運用するんですが、当初予算でコミュニティバスの運行事業費として、これは補助金ですかね、委託料ですかね、計上されてますよね。

だから、このバスを2台増便することによって、運行形態がどんな形で変わるのか。そして、それに伴って、このコミュニティバス運行事業に、また予算的な部分の中で、たくさん走らせるとすれば、それなりの増額の部分が必要なのか。そこらあたりをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○交通貿易課長（佐多孝一）今回のバス導入につきまして、先ほど説明いたしましたとおり、路線バスと併用ということを考えております。

具体的にいきますと、下甑に中型バスが1台、上甑に小型バスが1台ありますが、これらの老朽化がありまして、これらの更新という意味合いもありますので、まず委託料については現状維持というふうに考えております。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）ということは、これは増便体制ではなくて、単なる新旧のいわゆる車の入れ替えというふうな認識であればいいということですね。

○交通貿易課長（佐多孝一）はい、そのとおりです。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、交通貿易課を終わります。御苦労さまでした。

---

△観光・シティセールス課の審査

○委員長（川添公貴）次に、観光・シティセールス課の審査に入ります。

ここで休憩します。

~~~~~

午後１時２９分休憩

~~~~~

午後１時３０分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第１０６号 平成２８年度一般会計
補正予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止してありました議案第１０６号を議題といたします。当局の説明をお願いします。

○観光・シティセールス課長（有馬眞二郎）
議案第１０６号平成２８年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、観光・シティセールス課分の歳出予算について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の２７ページをお開きください。

７款商工費１項商工費３目観光費における補正予算額はゼロ円ですが、これにつきましては、当初予算に計上しておりました事業で、国の離島活性化交付金や地域活性化基金等を充当していたものを、鹿児島県の特定離島ふるさとおこし推進事業、地域振興推進事業の採択を得ましたので、財源の調整を行うものでございます。

個別の事業を説明いたしますので、補正予算の概要の６ページをお開きください。

６ページの（１）－８、事業名、観光情報発信事業、（１）－９、事業名、エージェントメディア招聘事業、続きまして７ページの（１）－１０、事業名、高速船プロモーション事業は、当初国の離島活性化交付金を充当していたものを県の特定

離島ふるさとおこし推進事業の採択ができましたのでこれを充当し、財源の調整を行うものでございます。

次に、（１）－１１をごらんください。事業名、甕島観光ライン旅行誘客実証事業でございますが、これにつきまして、当初、地域活性化基金の繰り入れをしていたものを県の特定離島ふるさとおこし推進事業を充当し、財源の調整を行うものであります。

次に、（１）－１２をごらんください。事業名、甕島地域ビジネス創造事業でございます。当初、一般財源を充当していたものを特定離島ふるさとおこし推進事業を充当し、財源の調整を行うものであります。

次に、１４ページをお開きください。

１４ページの下段の（２）、１２をごらんください。事業名、観光地域音声ガイドシステム導入事業でございます。当初、一般財源を充当していたものを鹿児島県の地域振興推進事業の採択を得ましたので、財源の調整を行うものであります。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入につきまして御説明いたしますので、予算に関する説明書の１３ページをお開きください。

１６款県支出金２項県補助金５目商工費補助金、２節観光費補助金の補正額は、２、５４８万２、０００円であります。これにつきましては、歳出で御説明いたしました事業、観光地域音声ガイドシステム導入事業で、鹿児島県の地域振興推進事業の採択を得たことから、その財源の県支出金４２５万円について今回、補正を行うものであります。

また、歳出で御説明しました４事業、観光情報発信事業、エージェントメディア招聘事業、高速船プロモーション事業、甕島地域ビジネス創造事業は、鹿児島県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得たことから、その財源の県支出金２、１２３万２、０００円について今回、補正を行うものであります。

続きまして、１６ページをお開きください。

１９款繰入金１項基金繰入金６目地域活性化基金繰入金、１節地域活性化基金繰入金の補正額は、７００万円の減額であります。これにつきましては、甕島観光ライン旅行誘客実証事業で、鹿児島県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択

を得たことから、その財源について今回、補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで議案第106号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。当局のほうで何かありますか。

○観光・シティセールス課長（有馬眞二郎）それでは、所管事務調査について御説明申し上げます。

商工観光部の企画経済委員会資料、4ページをお開きください。

平成28年度観光・シティセールスに関する取り組み状況について説明いたします。

1、観光誘客は、（1）入来麓観光案内所であります。

目的ですが、入来麓伝統的建造物群保存地区を訪れる観光客への観光サービスの向上を図り、交流人口の増加と情報発信を強化していくために、観光案内所をオープンするものであります。

事業概要にありますように、場所は入来支所前の旧入来森林事務所を活用し、平成28年6月29日の10時にオープニングセレモニーを開催したものでございます。

次に、（2）観光地域音声ガイドシステムであります。入来麓武家屋敷群において、スマートフォンを活用した音声ガイドシステムを導入し、国内外から訪れる観光客への案内サービスを向上させるものであります。10月1日から入来麓観光案内所で貸し出しを開始する予定で進めております。

次に、（3）公認観光ガイド養成事業であります。観光目的に訪れる多様な観光客等に対し、本市の魅力を発信することができる人材を昨年を引き続

き発掘し、公認観光ガイドとして養成するものでございます。

5ページをごらんください。

（4）ゆるっとバス運行事業であります。

定期観光バスとして運行していた本事業を、より旅行性の高いバスツアーにリニューアルし、市内観光に対する誘客促進を図るものでございます。毎月2回実施し、定員は15名となっております。

次に、（5）イベントコンベンション誘致事業でございます。市内の施設において、各種大会、会議、セミナー、シンポジウム、文化イベント、スポーツイベント等を実施する団体に対し、予算の範囲内においてイベントコンベンション誘致報奨金を支払うものでございます。文化・芸術が51人から、スポーツが101人からとしております。上限は30万円としております。

次に、（6）熊本地震についてであります。影響調査を3回実施いたしまして、市内の宿泊施設の56%が影響があったと回答いただいております。また、5月17日にホテル20施設から調査した結果、5,355人泊のキャンセルがあったと回答がありました。また、これにつきましては、対応をするように記載をしておりますけれども、7月4日九州新幹線が通常本数に運行を再開しますので、10時から関係機関と連携し、お見送り、お出迎え等を行う予定でございます。

次に、3の観光物産施設でございます。

（1）祁答院百年杉の館野外ステージ安全点検であります。財産仕分け・利活用方針で、閉鎖と方針決定し、地元説明を行いましたけれども、これにつきましては、ステージ解体見直しの意見もあったことから、使用可能か安全点検を行うものでございます。

次に、（2）甑島地域ビジネス創造事業でございます。甑島における観光を柱とした地域振興を図るため、中甑地域活性化施設を核として、持続可能な地域ビジネスの創造と担い手の育成を行うということで、ワークショップやイベント等を実施するものでございます。

次に、7ページをごらんください。

4、シティセールスプロモーション、情報整理発信業務でございます。事業概要は、FMさつまさんだいに集まるイベントやグルメ、店舗などの地域情報をリスナー投稿や取材、行政発表情報等の情報を集約し、ウェブ等を活用して情報発信に

活用するものでございます。

次に、(2)はCSサポーター交流会でございます。こちらのほうは、7月下旬に実施を予定するよう進めているところでございます。

次に、(3)ふるさと応援店制度でございます。

現在、市外、県外の店舗で、薩摩川内市のかかわりのある店舗を応援店として認定しております。現在4店舗を認定しているところでございます。

8ページをごらんください。

(4)はメディアプロデューサー育成事業でございます。情報を伝える手法として映像を活用した手法等の講座を行い、昨年度に引き続き、新たな受講生を募集するものでございます。

次に、(5)は観光親善大使事業でございます。第6代の親善大使2名を募集し、選考いたします。選考会を7月24日に開催予定でございます。

次に、(6)はエージェントメディア招聘事業でございます。7月12日から14日まで、県内外のエージェント等関係者を本市に招聘し、本市への旅行商品造成、メディアでの露出拡大によるPRと認知度アップを目的として実施するものでございます。

次に、(7)甕島観光ライン実証事業でございますが、昨年度、高速船甕島のチャーター便(川内港ターミナル・里港間)及び周遊観光バス(上甕島のみ)の運行を行ってりましたが、本年度は観光バスを下甕にも拡充し、事業を実施するものでございます。

9ページをごらんください。

シティセールスマネジメントの第3期ぼっちゃんプロジェクト事業ですが、平成25年度からの2期隊員が卒業し、本年4月から第3期隊員6名が就任しているところでございます。

次に、(2)につきましては、現在、テレビで好評の柴田美咲さんが2年目に入ったということを記載しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(川添公貴) ありがとうございます。ただいま説明がございましたが、これらを含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員(杉藺道朗) この観光地域音声ガイドシステムを導入されるということで、サービスアップするのかなというふうに思うんですが、今まで外国人の方と、どのくらいの方がみえているのか

と思うんですね。何か統計とかとってらっしゃいます。

○観光・シティセールス課長(有馬眞二郎)

おおよそ、平成27年度が1万184名の外国人の宿泊者がいらっしゃいます。

○委員(杉藺道朗) 10台、10個か、スマートフォンを利用っていうことでしょうか、状況によって足りなくなるような状況がある場合もあり得るし、当然、観光客の推移を見ながら、将来的にはまた台数等もふやされるっていう、そういう検討はされているんでしょうか。

○観光・シティセールス課長(有馬眞二郎)

今回は実証という形で進めておきますが、好評であれば、そういった部分も検討をしていきたいというふうにも思います。

○委員(成川幸太郎) 公認観光ガイド養成事業とメディアプロデューサー、また本年も継続してやられるということですが、昨年がどれぐらい応募があつて、完全に修了された方、この資格を取られた方が何名ぐらいいらっしゃるか教えていただきたい。

○主幹兼観光おもてなしグループ長(山元勉) 昨年は53名の方が応募されまして、51名の方が市の公認観光ガイドになっていらっしゃいます。

○シティセールスグループ長(中村年男) メディアプロデューサーのほうなんです、15名の受講者で、最終まで講習をして、発表会にたどり着いたのが11名でございました。

以上です。

○委員(成川幸太郎) こういう方々が予定どおりの活躍をしていただいて、特にゆるとバスの運行事業には、こういう資格を得たガイドさんがつくってということですよ。これがもっと、月2回じゃなくて、毎月土日がこういう観光ガイドができるような、薩摩川内市の観光をできるというふうなことができるようにしてもらえればというのも思います。

ぜひ多くの方々に受講いただいて、対応できないということがないようにしていただければと思います。

○委員(小田原勇次郎) まず2点。1点目は8ページの観光親善大使事業について。FM等を聞いてますと、非常に何回も何回も観光親善大使の募集がかかるもんですから、「応募者はすんなか

ったろかいな」という、相当聞くもんですから、こういう観光親善大使っていうのは、もう最近の傾向としてなかなか、なり手がいないんだろうかどうかだろうかと。それとも、いろんなところから推薦されて、地域のために頑張っていただくわけですから、光栄に思って、「私もやりたい、私もやりたい」というそういう状況にあるのか、そこあたりをちょっとお聞かせ願いたいのが1点と。

2点目は、ことしから企画政策課予算になって、いわゆる9ページの地域おこし協力隊です、増員体制を図ったんですが、今、継続募集地域ということで、まだ決まってない地域があられるんですが。ここらあたりは、こちらに来て地域おこし隊として協力していただけるというような方々の手ごたえ、今、見つけてらっしゃるんでしょうけども、その状況等もちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○観光・シティセールス課長（有馬眞二郎）

まず、親善大使につきましてですが、応募状況が今現在、5名となっております。それで、各機関等を広く募集した上で、各機関等にもPRを図って、そして応募してくださいというようなPRも行いましたけれども、結果的には5名という人数になっているところでございます。

それから、協力隊の件につきましてですが、今、企画政策課のほうで募集事務を行っております。また新たにwebサイト等を通じて、ホームページ等を通じて、募集をかけようというふうに、しておりますけれども、こちらのほうでも感触がある方にも来ていただいて案内をしたりということも、やってはいるんですけれども、まだまだ採用にまでは至っていないところでございます。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）観光親善大使っていうのは、たしか男性も女性もどちらでも可だったと思って、昔はミス何とかとか、地域名を冠をかぶして、えらい華やかさがあつたんでしょうけれども。ちょっと最近そんな魅力を皆さん感じないのかなという思いをちょっと今、持ちつつ、応募が少ないのかなというふうな考え方をちょっと持ってたところでした。

また、あと、地域おこし協力隊については、なかなか非常に、やっぱり大変な状況でしょうけども、ぜひともよろしく願いをいたします。

先ほどの、これは当初予算の議論だった部分ですけど、地域音声ガイドのところのお話を議論を聞いてて、ひよって思ったんですが。今、スマートフォンを貸し出すというような部分の中で、利用が多ければ、また今後検討というような中で、最近各自のスマホ、スマホの中で、いろんな地域の情報をダウンロードっていうか、取得できる、たしかビーコンっていう、御存じないかな。例えば、いろんな家だとか、いろんなところで地域おこしのイベントがあつたときに、これはまだ大々的に言っちゃいけないのかもしれませんが、大分あたりの方々のところがそういうシステムをつくって、スマホでそのエリアに入れば、その、例えば観光名所旧跡の案内とか、そういうのを誰でもしてるといような部分があるんですが、そこあたりの情報は何か入手されておられません。その利活用できる云々の部分の中で。

○観光・スポーツ対策監（古川英利）今スマホを使った各種サービスアプリについては、どんどん日進月歩の部分がありまして、試行錯誤の部分があります。今回についても、富士通系のシステムを使うんですけども、外国の方がWi-Fi環境の中で使うとしても、なかなか使いづらいっていうようなところがありまして、今回は貸し出し方式でやってみようかっていうことになっております。

今後システム自体がちょっと安定化して、簡単に外国の方でも、日本人でもですけどダウンロードできて、誰でも使えるような、ラインみたいな形になってくると、そういう活用をどんどんやっていけばいいのかなというふうに思います。今ちょっと過渡期であるという状況であります。

○委員（杉藺道朗）祁答院の百年杉のステージの関係ですけど。閉鎖という方針決定があつて、地元の要望に応じて、再度調査をするというふうに状況になってますよね。閉鎖ということでしょうから、今、極端には立ち入り禁止、使用禁止の状況に今なってるのか。建屋はそのままあるわけですから、そこあたりが実際現状はどうなのかなっていう部分があります。例えば、危険につき立ち入り禁止とか云々とかいう、そういう措置をしてあるのか。それが1点。

それから、閉鎖という方針を出しながら、再度点検をして検査をして、使用可能であればというよりも、そういうシロアリ対策ないし一部補修を

して、またそういうふうになれるという考え方なんでしょうけれども。確かにこのデザイン、いかにも森の中にあるマッチしたデザインである建物であるものですから。今の、閉鎖ですから、多分使われてないと思うんですけれども、年間にどのくらいの使用頻度があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。観光スポットにもなってますので、大事にしたいなという思いがあって質問をいたしました。

○観光・シティセールス課長（有馬眞二郎）

祁答院百年杉の館屋外ステージですけども、立ち入り禁止というような措置はとっておりませんで、一応閉鎖しているところではございますけれども、まだそういうところはやっております。

今後は点検をしながら、そういったところの安全性と危険性がないかを考慮しながら、そこをどういう形にやっていくかを決めていきたいというふうに思っております。

○委員（杉藺道朗） 特段、閉鎖してないということですから、通常でたまに行ったりしてみると、子どもたちがこの舞台の上で遊んどったりとか、そういう場も見受けられます。

早期の危険な状況ということではないというふうにも受けとめますけど、十分調査はされた上で、生かせるものなら生かしていただきたいというふうに思いますし、また、いろいろ維持補修関係で、かなりの費用等々がかかる部分があれば、しっかりまた検討していただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○観光・シティセールス課長（有馬眞二郎）

今、委員おっしゃられるように、そういうふうな措置をとっていききたいというふうに思います。

数字の頻度につきまして、主幹に答弁させます。

○主幹兼観光おもてなしグループ長（山元 勉）

利用頻度は、平成27年度は2件ございました。利用の内容といたしましては花火大会、それから梅マラソン大会でございます。

○委員長（川添公貴） ほかございませんか。

○委員（瀬尾和敬） 祁答院のこの百年杉の館について、今、応援があったのでとてもうれしく思います。この閉鎖の情報を聞いて、私も登るたびに、周りをぐりと歩いて回ってみてみてるんですけど、相当傷んでるなと思われることもあります。

ただ、この問題になっているのは、銅板で囲われたあの中のことなんですよね。シロアリがどうの

こうのって。もう外から見ることももちろんできませんし、専門的な見識を有した方々の判断でこういうことを言われたんでしょうけど、ただ年に2回ぐらいしか使われないというものの、ある意味、あの藺牟田池のシンボリックな存在であり、旧祁答院の人たちにとってもシンボリックな建物なんですよね。だから、可能ならば、これを何とか残す方法、もしこれが相当危険が及ぶと、これらを除くしなければ大変なことになるということになった場合には、次なるものを何かしてもらいたいなという思いはもちろんあります。だから、できればこれを残すというそういう努力ですね。

あそこも観光地として何とか生かそうという当局のお考えだと思いますが、桜も植栽を何十本かしてもらってあって、てんぐ巣病であえいでるあの藺牟田池の観光が少しこれで息をついてるんじゃないかなという気もしてるんです。そういうときに、あえて、もうこれは老朽化しましたから、はい壊しましたとかなると、ふっと来る面がありますので、そこはちょっと気合いを入れて、しっかりと見ていただきたいと希望したいと思います。お考えがあったらお答えください。

○観光・スポーツ対策監（古川英利）

今おっしゃったように、利用頻度は今2回って統計上は出てますけども、遠足とか、それからファミリーで行かれた方が、あそこで広げて昼食をされてる風景はよく見ます。指定管理者も日々あそこを確認しております。地震の後とか、特にちょっと傾きが出てないかとかいうことで、だまかしだまかしというわけじゃないんですけども、できるだけ使うようにしてはしておりますが、できればお金をかけずに今の状況で、最少の経費で何とか使えないかっていうのは、もうちょっと時間をかけて検討させていただきたいと思います。

これがもうだめになったときの話は、また改めて地元説明も含めて対応したいと思っておりますので、できるだけ今の形が続くようにとは考えているところです。

以上です。

○委員長（川添公貴） 財産仕分けの担当部署の意見の閉鎖っていうのと、今、対策監が言われた意見にそごがありますんで、財産仕分けの担当部署の部長がおいでですんで、答弁を求めます。

○総務部長（田代健一） 公の施設の機能をそのまま存続させるとなった場合、当然安全でないと

いけないということで、本施設につきましては、野外ステージの機能について利用者が少ないということで、廃止で財産仕分けのほうの方針がなされているところでございます。

今、主管課のほうで安全確認のほういたしておりますので、その結果を見まして、どれぐらいの機能が維持できるのか。維持できないとなった場合、どの程度まで残るのかを見まして、判断したいというふうに思っております。

○委員（瀬尾和敬） あそこでラムサール条約の登録の10周年記念式典だったですかね、そういうのもステージで使われて、なかなかいい雰囲気だったですよ。絵になるような雰囲気だったですよ。だから、そういうふうにして、あと私は、もうちょっとあそこでいろんなイベントができないものかなと思うんです。夜なら夜でかがり火をつけてすれば、それは幽玄な雰囲気が醸し出せますし、そういうところの仕掛けもシティセールスのほうで何か考えていただけると、こんないっぱい、いろんなことされる頭脳集団ですから、お宅たちは。そういう仕掛けも何かできないものかなと考えてるところです。安全に使えるということがもし判明したら、そっちのほうにも知恵を絞っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○観光・シティセールス課長（有馬眞二郎） まずは安全性ということで調査をさせていただきますが、そういったところがクリアできたとした場合には、地元ともまた話をしながら、いろんなイベントができないのか、活用ができないのかというものをまた考えていきたいというふうに思います。

○委員長（川添公貴） 瀬尾さん、よろしいですか。

答弁にそごがあるんで、しっかりと当局内で話し合いをして、委員の意見をそんたくして進めていかれるように、私のほうからも申し出ておきたいと思います。

次、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員。

○議員（帯田裕達） 1点だけ。総体的なことなんですけど、いろいろこうやってたくさんの事業をなさって、忙しいとかいろいろあると思いますが。例えば今度も、甌にだけにしか使えない特定のも

のもあるだろうし、それから薩摩川内市全体の観光、それから1市4町に限ったものとかいろいろあるんですが。どう見ても観光元年を岩切市長が言われてからもう結構なるし、それから岩切市長は、市比野とかそういう観光で会われたときに、今度はもう甌が終われば、内地のほうに力を入れるというようなことも聞いてるんですね。この事業と総体対的な予算から見ても、何対何ぐらいで予算の配分が行われているのか。

要するに、そこは、例えば観光全体に30億あったとしたら、それが何対何ぐらいの比率で使われているのか。そこら辺は、今度甌には、特定の、そこしか使えないのもあるんですけど、何とか内地というか、こっちの旧1市4町の人たちの声を聞くと、甌島に予算を使い過ぎじゃないのかとか、もうちょっとこっちにも予算を使ってくれたらいいのになというように要望もあるんですが、その辺の対策監の見地はどうでしょうか。

○観光・スポーツ対策監（古川英利） 済いません。特定財源があるので、甌にどうしても予算がつけやすいっていう傾向は確かにあるんですけども、まず観光については、甌のところを目玉にしてやろうという方針で今までやってきました。

先ほどおっしゃったように、市長も申してらっしゃるとおり、平成32年の国体に向けまして、本土側での観光についても、いろいろソフト的なこと、それから施設の整備的なことも含めまして今、取り組もうということで、来年度に向けての検討がもう始めておりますので、地元が盛り上がっているところは、どんどんそういう応援ができる体制にしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○委員長（川添公貴） 特定離島を除く部分の観光財源について、割合はどうなっているかという質問だったようですが、お答えいただけませんか。

○観光・シティセールス課長（有馬眞二郎） 現時点での総体予算は4億2,840万9,000円でございますけれども、このうち特定離島の分が3,033万2,000円というふうになっております。

○委員長（川添公貴） 特定離島の分を除いて、その3億幾ら残るわけですけど、その割合がどうなっているかという質問だったんですけど。

○観光・スポーツ対策監（古川英利） 今の御

質問については、単年度でなくて、大きく見て複数年度で、甞にどれぐらい事業、観光関係の予算を入れて、本土側にどんだけいけて、あと全体的にはこういう市全域でどんだけあってるっていう数字を今持ち合わせてませんので、改めてまた検討して、今後この本土側での展開のときの説明資料の一つにもしたいというふうに考えております。それでよろしいでしょうか。

○議員（帯田裕達）はい。じゃあよろしく願います。期待してますので、よろしく願います。

以上です。

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、観光・シティセールス課を終わります。御苦労さまでした。

△市民スポーツ課の審査

○委員長（川添公貴）次に、市民スポーツ課の審査に入ります。

△議案第100号 薩摩川内市樋脇グラウンド・ゴルフ場条例の制定について

○委員長（川添公貴）それでは、議案第100号を議題といたします。当局の説明をお願いします。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）それでは、議案第100号薩摩川内市樋脇グラウンド・ゴルフ場条例の制定についてでございます。

本件整備につきましては、平成29年4月の供用開始に向けまして、樋脇高校跡地に8コース、64ホールを整備中でございます。

それでは、議案つづりその2の100-1ページ、商工観光部議会資料の3ページをお開きください。

条例の主な条項について御説明申し上げます。

議案つづりその2の100-2ページをお開きください。

まず、第1条におきまして、スポーツ振興及びスポーツ交流を通じ、地域の振興に資するため、薩摩川内市樋脇グラウンド・ゴルフ場を設置すると設置目的を規定してございます。

次に、第2条におきまして、失礼しました。名称及び位置を規定しておりまして、名称を薩摩川内市樋脇グラウンド・ゴルフ場と定めてございます。

次に、第3条から第8条におきまして、指定管理者による管理等について、他の施設と同様規定してございます。なお、3条におきまして、管理は指定管理者に行わせるものとする規定してございまして、指定管理施設に位置づけてございます。

また、第4条におきまして、指定管理者が行う業務として、第4条第2号の利用の許可、同条第3号の利用に係る料金の周知と規定してございまして、利用料金併用制の施設としてございます。

以下の条項につきましては、この利用料金併用制の施設として文言を整理してございます。

次に、第10条から第11条に、休業日、利用時間等を規定しております。原則、通年営業とし、休業日は12月28日からの翌年の1月3日までとし、利用時間は午前8時30分から午後5時までとしてございます。

以下、第12条から第14条に、利用許可と利用の制限、目的外利用、権利譲渡等の禁止を規定してございます。

次に、議案つづりその2の100-4ページをお開きください。

第15条の利用料金でございます。ここで議案つづりその2の100-6ページをお開きいただき、別表第15条関係をごらんいただきたいと思っております。

グラウンド・ゴルフコースと付属設備等の利用料金を規定してございます。利用料金設定の基本的な考え方といたしまして、当該施設の利用料金は現行施設を利用した場合の受益者負担、民間及び市の他施設との競合が想定されるため、市内及び近隣の類似施設とのバランスを考慮した設定を行ってございます。

結果、一般利用、いわゆる個人利用料金は、1ラウンド当たり300円、2ラウンド当たり500円、3ラウンド当たり800円に設定してございます。なお、高校生以下の利用料金は、市の社会委託施設にならい、大人の利用料金額の40%、1ラウンド当たり120円に設定してございます。

グラウンド・ゴルフは1コースに8ホールが設置されておりまして、1ラウンドとは、8ホール掛ける4コースの32ホール利用のことでございます。2ラウンドとは、その倍の利用となりますので、8ホール掛ける4ホール掛ける2ラウンド

の64ホール利用のことでございます。

次に、コースを独占して利用する専用利用の料金につきましては、市内居住者と市外居住者の区分を設け、市外居住者の半日専用利用を4,500円、1日専用利用を7,200円に設定してございます。これにつきましては、市民利用の促進を図るために区分けしたものでございます。なお、市内居住者の専用利用料金は、市外利用者の利用料金の50%としております。半日専用利用料金を2,250円、1日専用利用料金を3,600円に設定してございます。

次に、ミーティングルーム、冷暖房等の備品につきましては、類似施設にならい、設定してございます。

次に、第16条から第25条におきまして、利用料金の減免、利用許可の取り消し等、入場の制限、個人情報取り扱い等について規定してございます。

なお、条例の施行期日は、平成29年4月1日としてございます。

このほか、参考といたしまして、管理及び運営に関して必要な事項を定めた規則（案）を108から109ページにお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。

今後の主なスケジュールにつきましては、9月議会に指定管理議案の上程を行い、平成29年4月の供用開始を目指しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたけど、御質疑願いたいと思います。

○委員（江口是彦） 2点ほどちょっと質問したいんですけど、1点目はちょっと具体的、第11条ですか、利用時間の時間指定が8時半から5時までとなっておりますけど、これは夏場なんかは相当早くからの利用、結構、高齢者が多くて、どこも8時半前には、大会のときは来ていらっしゃるようですが、準備も含めて。もう試合が、夏場なんか8時からと、大体午前中に2ラウンド回るような時間設定でされたりしてるんですけど、7時半からとかしなくて大丈夫ですか。7時半から6時までとか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 利用時間におきましては、御指摘のとおり、今のとおり条例に定めてございますが、これにつきましては、運用

におきまして指定管理者側等の協議が整えば、時間を早くあるいは延長するということは可能となっております。

ただ、あくまでもその通年でやるに当たっては、ずっとその時間っていうのはちょっと厳しいものもございまして、季節あるいは月によって、そういうことは十分考えられますので、十分協議しながら詰めたいというふうに思っております。

○委員（江口是彦） 柔軟に季節によって対応可能だということでもいいですね。規則的にもそういうふうにしていかれると。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 実は今、今回規則のほうも案としてお示ししてございますが、具体的にそこまでは書いてございません。そういうことで、あくまでも指定管理者と協議の上で、運用のしやすい方法、当然、利用者を優先に考えて、そういう部分は十分やっていきたいと思っております。

御承知のとおり、高齢者が利用する頻度の高い施設となっておりますので、そこらあたりは十分配慮しつつ考えたいというふうに思っております。

○委員（江口是彦） もう一つ、これはもうグラウンド・ゴルフ専用コートっていうか、グラウンド・ゴルフのみに利用する施設になるようですので、他の県内にどれほどの施設があるか私、把握してませんが、担当では大体把握されると思いますので、その辺との比較とか、特に利用状況のことが気になるんです。

例えば、県大会等の誘致とか、九州大会の開催、鹿児島でどれぐらいそういうのがなされてるかとか、そういうのは十分把握されてはいるんでしょうが、例えば宮里ですか、あそこ広大な3グラウンドとれるようなところでも、広いコートがありますが、あれでどんな大会をどれぐらい年間してるのか、私は地区コミの大会にしか参加したことがありませんから、そういう状況しか知りませんが、その辺のはもう十分、誘致活動もされるのかもしれないんですけど、大体そういう状況は把握されてるんですか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 今の市内類似施設、当然今は市内の専用のグラウンド・ゴルフというのはございませんので、今ございました公園だとか、グラウンドとかで利用されてございます。専用コートとなりますので――基本、グラウンド・ゴルフ場として管理してまいりますので

— 一般的な通常のグラウンドの多目的な利用ちゅうのはかなり難しいというふうに思ってます。ただし、一定の面がございますので、そこらあたりをどう活用するかというのは、十分考えていけないといけないというふうに思っております。

それと、当然それには、できることならその面を使ったイベント的なものであって、物販であったりという部分が、その使用料に反映させるような取り組みというのは必要だというふうに思っておりますので、可能な部分についてはそういうふうに取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

市内の利用につきましては、先ほどありましたとおり、主には御陵下グラウンド、総合運動公園の多目的グラウンド、宮里公園、河川公園ですね、河川のほう、これが一番大きな大会が開催される場所でございます。

大体、一つの中規模で600人から大体800人ぐらいの参加をされてる大会が、その今の3カ所で行われております。年間的には、それぞれその主体となられる団体がございますので、約それぞれの団体、グラウンド・ゴルフ協会はそういう大きな大会が年のうちに五、六回。ほかの団体については、定例的に2カ月に1回ぐらい開催されてございます。

以上でございます。

○委員長（川添公貴） 県内に同規模の施設はどれぐらいあるのかっていう質問が最初あったと思うんですが。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 認定コースってということで、我々が把握してる分については13ございます。樋脇を今回入れて14ということになりますが、13ございます。規模的には、ほとんどが1コースから2コースの、この13のうちほとんどです。ただ、これで特出してるのが、鹿屋のグラウンド・ゴルフコースで、最大12コースですけれども、12コースという、これ一番大きなコースとなっております。

樋脇が今回最大8コースということになりますので、この最大という言い方は、実はグラウンド・ゴルフの場合、ダブルコースという言い方がございまして、一つのコースをつくりまして、そこにホールが二つあるということになるものですから、樋脇の場合はそのダブルコースが2コースあるということでそういうことになってございま

す。

○委員（江口是彦） 私、グラウンド・ゴルフの専門ではありませんから、よくあれですが、市内の大会ぐらいだったら今の宮里のとか御陵下の、そういう五、六百名参加の川内校区のコミュニティの大会、小さい大会ですけど、これをすると、120名ぐらいの。そしたらもう3分の1の利用で足りるわけですね。

そういう市内の大会は別として、大きな鹿屋も含めて、南日本新聞がやる大会とか、これは県の大会ですね。それから、九州大会とか全国大会、今こういうところで誘致をされてるとかしてるわけですが、そういうとこ、今度はそこと年に2回あるのを1回は川内にもしてもらおうとかいうことも出てくるわけですが、その辺の検討とか可能性は調査されているかお聞きしたかった。極端に言うと、全国大会の開催も視野に入れて、これを整備しようとしてるかどうか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 大会規模的には、九州大会規模が約1,200名から1,300名規模。全国大会が1,700名規模ということで、九州大会クラスであれば、1日間でこれをこなすということのほとんどがその大会です。

これを全国大会になりますと、それを二日間で開催するということになりまして、それを考えまして、1日に約1,300名の九州大会規模の開催を、この8ホールで3回転しますと、約1,000人規模になります。これを4回転しますと、約1,200から1,300ぐらいいきますので。ということは、1日にそれだけを回せるのは、二日間で1,700人は十分回せることになりますので、その規模を想定した8コースってということで考えてございます。ということで、その全国大会規模には十分対応できる施設だというふうに思っております。

それと、そういう大会誘致については、当然誘致を働きかけるということで当初から考えてございますので、具体的に今から進めないといけないというふうに思っております。当然グラウンド・ゴルフ協会を中心に、そちらの働きかけは、まだ今その市内県レベルの話になってございますので、働きをしていきたいと思っております。

ただ、この全国大会、九州大会クラスになりますと、やはり数年かかってしまいますので、とに

かく時期をにらんで、早い手を打っていく必要があるというふうに考えております。

○観光スポーツ対策監（古川英利） 関連で、その誘致の体制につきましては、行政だけがそういう声かけするのではなくて、やはり樋脇高校の跡地ということで、地元の方々、ホテル旅館組合の方々が宿泊プランをやっぱりつくっていただかないといけないということもありまして、今後、一緒に展開していきましようというような事前の打ち合わせを今進めているところでございます。

○委員（江口是彦） 大は小を兼ねるで、全国大会ができるようなグラウンド・ゴルフ場の整備というのは非常に価値があるように見えますが、今度は逆に小回りとか、日常やってる、宮里公園やいろんなところでされてるそういう大会が、そこで気軽に利活用、利用できるような、利用しやすいような仕組みが、例えば使用料の問題とか、管理の問題とかあるんでしょうが、その辺うまく小さいものも気軽にやれるような施設でないと、うまく全国大会のごたるのを年に1回誘致できればいいでしょうから、その辺がうまくかみ合った運営が可能なのかどうか気になってる。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） その小さい大会というのに限らず、当然、個人利用もそうなんですけど、利用いただかないといけないというふうに思っております。利用者増イコール収益収入にかかわってまいりますので、自治会単位だとか、あるいはそういう団体にも利用をぜひお願いしていきたいというふうに思っています。

他市の事例を見ると、結構、大会をすれば――本市の今の現状もそうなんですけれども、大会をすれば、かなりの数が集まられてるというのは、事実、今そういうふうにして、皆さん運営されてるちゅうんがありますので、ただそれ以下のレベルについても、ぜひ利用していただきたいというふうに取り組んで、先ほどありましたように、行政だけじゃなくてちゅうことですので、働きかけをしていきたいちゅうふうに思っております。

○委員長（川添公貴） 今、江口さんの質問の中で、第11条、第12条、第13条の件について質問がありましたが、その件について、全て運用で、指定管理者との運用の中で処理をするという答弁をされました。そのことについて間違いがないかどうか、再度確認だけはしておきたいと思います。

○観光・スポーツ対策監（古川英利） 今ここに書いてあるように、利用時間等については、前項の規定にかかわらず、利用時間は変更することができるという条文を書かしていただいておりますけども、そのような対応をしてみたいというふうに考えております。12条、13条につきましても、この文章の範囲で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（川添公貴） 先ほどは運用でっていう答弁でされたようですが、グラウンド・ゴルフ場として使うっていうことでこの条例ができるのに、グラウンド・ゴルフ以外でも活用を考えてみたいっていう答弁をさっきされたようです。ということは、目的外使用なんで、どうなんですか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 運用という部分につきましては、まず先ほどの、ここで言うてる開館時間については、季節だとかそういう月によって、運用で可能だというふうに回答いたしました。

それで、ほかの面の利用については、場合によっては御指摘のとおり、目的外利用というのがありますが、施設の通常の利用の範囲の中であれば、目的外使用ではないというふうに思っておりますので、通常の運用で大丈夫だというふうに思っております。

○委員長（川添公貴） ほか、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 討論はありません。

それでは採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第106号 平成28年度一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 次に、審査を一時中止してありました議案第106号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） それでは、第2回補正につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳出につきまして御説明いたしますので、予算に関する説明書の35ページをお開きください。

まず、10款6項1目保健体育総務費、事項、スポーツ振興事業費の補正額は、8万3,000円の増額でございます。木佐貫洋川内後援会山元浩義会長様から、同後援会の解散に伴い、スポーツ振興に資することを目的としてスポーツ振興基金に積み立ててほしいということで、寄附の申し出がなされたものでございます。寄附者の御意向に沿いまして、スポーツ振興基金に積み立てを行うものでございます。

次に、10款6項2目体育施設費、事項、スポーツ施設設備整備費でございます。国民体育大会ウエイトリフティング競技会場となる入来体育館の床補強工事設計委託に伴う鹿児島県国民体育大会市町村有施設整備費補助金の内示が県から示されたことから、これにつきまして40万円の財源調整を行うものでございます。

なお、説明いたしましたいずれの歳出補正予算は、歳入予算もあわせて計上するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算に関する説明書の13ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金、国民体育大会市町村有施設整備費補助金の補正額は40万円でございます。これにつきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、ウエイトリフティング競技会場となる入来体育館の床補強工事設計委託につきまして、県から補助がなされるものであり、この内示が示されたものでございます。

次に、予算に関する説明書の15ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金の当課分の保健体育費寄附金8万3,000円でございます。これにつきましては、先ほどの木佐貫洋選手川内後援会から同後援会の解散に伴いまして、スポーツ振興基金に積み立ててほしいと寄附の申し出がなされたもので、これについて補正計上を行うものでございます。

以上で、第2回補正の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。ただいま説明がございましたけど、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

ここで議案第106号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査を行います。何かございますか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 市民運動会の取り組みにつきまして説明を申し上げます。

資料は、企画経済委員会資料の10ページをお開きください。

本年5月に開催されました市民運動会運営委員会におきまして、本年度の市民運動会につきまして、運営の変更点などがありましたので御報告をいたします。

まず、（1）のブロック編成についてでございます。

これまでは世帯数により、Aブロック8地域、Bブロック6地域のブロック編成がなされておりましたが、これを撤廃し、Aブロック、Bブロックそれぞれ7地域で編成することになりました。また、前年度の成績によりまして、Aブロック下位3地域とBブロック上位3地域の入れ替えを行う入れ替え制を導入することになりました。

なお、本年度の第12回大会に限り、A、Bブロックをそれぞれ7地域にそろえる必要があることから、前年度のAブロック下位4地域とBブロック上位3地域を入れ替えることになります。資料に、本年度の第12回市民運動会ブロック編成表をお示ししてございますので、御参照をいただきたいと思います。

次に、（2）の採点競技種目の選手の繰り下げについてでございます。

これまでBブロックのみ、選手の繰り下げが認められておりましたが、これまでのブロック編成

を撤廃したことから、各ブロック平等性を図るため、男女のリレーを除く各種目につき、A、Bブロックいずれも1名の繰り下げを認めることになりました。

次に、(3)の甌島地域のフェリーこしき2便への乗船についてでございます。

これは、甌島地域から参加されている方々が、閉会式終了後、帰りのフェリー乗船時間に間に合うかが心配されているところでございます。このことから、これまでも市民運動会の運営の改善を行ってきたところでありますが、今回、閉会式の表彰の見直し、閉会式終了後の甌島地域送迎バスの優先的移動を行うことになりました。

具体的には、閉会式の地域、消防団の表彰につきまして、開会式の優勝旗等返還と同様の方式とし、優勝地域のみ式台に登壇し、賞状、優勝旗を受け取り、同時に2位、3位の地域は、舞台の前で賞状、カップを受け取る方法に変更することになりました。

次に、(4)の採点競技種目の検討についてでございます。

採点競技種目につきましては、直近では、平成23年第7回大会で種目変更を行ったところでありますが、今回検討を行うことになりました。採点競技種目の変更について検討委員会を設置し、検討委員会のメンバーは、各地域で採点競技種目の普及、指導等を担っていただくスポーツ推進委員がふさわしいとのことで、市スポーツ推進協議会へ依頼いたします。

なお、採点競技種目の検討、選定、決定等につきましては、決定権を含めまして検討委員会へ委任することが決まっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたが、これらを含めて、御質疑願いたいと思います。ございませんか。

○委員（江口是彦） えらい小さなことですが、ブロック編成が、いつもBブロックだけにいましたので下甌はですね、こうしてすると励みになるなど。次の年は、またBに行くだろうけどと思いながらですよ。

さっき小さなことって言ったのは、いわゆる色別っていうか、ずっとダブってきますよね。赤と赤が永遠に二つ出てきたりとか。今、Aの一つ、

Bの一つしか、赤とかはないでしょ、黄色も。そういうのはうまく。というのは、準備にいろいろ旗をつくっておったり、結構、コミュニティではそんなのも金かかりますから大変なんです。その辺はどうなんですか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 御指摘のとおり、同じ色の鉢巻きを含めて、同じ色がございます。

これにつきましては、当然、当初の段階におきまして、鉢巻き、それとゼッケン、それと地域の旗、大きく3点セットがございしますが、これについて、当初、体協のほうで作成して、今は各地区のほうに配布してあるという状態になってますんで。今後これについて変更することで、鉢巻きの同色が発生するちゅうことになりますので、いずれにしましても、ちょっと経費がかかるものですから、段階的にそこを解消したいなというふうに今のところは思っております。

できることであれば、一挙にやればいいんですが、ことしのこのA、Bブロックの編成の中で、まずはダブリがないようなものを考えたいなど。可能であれば、一挙に、鉢巻き、ゼッケンを含めて変えたいところでありますが、これは今、経費の積算を含めてちょうど検討しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（江口是彦） 14色うまいことできれば、もうずっと固定できるんでしょうけど、今14色回してなくて、7色を2色ずつダブラしてますかね。ということは、もう毎年ダブリが出てきますから、うまくいくのかなという心配をしたものですから。一番いいのは14色でされたら、一番多分いいんだろうと思います。

以上です。

○委員長（川添公貴） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。次に、帯田さんありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。

以上で、市民スポーツ課を終わります。

△国体準備室の審査

○委員長（川添公貴） 次に、国体準備室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案等はございませんが、所管事務について報告をお願いいたします。

○国体準備室長（坂元安夫）それでは、国体関係につきまして、資料を準備いたしましたので説明をいたします。

資料は、企画経済委員会資料の１１ページをお開きください。

まず、１の第７５回国民体育大会の概要について説明申し上げます。

開催期間につきましては、平成３２年９月中旬から１０月中旬のうちの１１日間で、今後、決定されてまいります。

次に、実施競技につきましては、正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツの４つの区分で、５９競技が開催ということがあります。

次に、本市の開催種目につきましては、正式競技のバスケットボール、空手道、軟式野球、ホッケー、ウエイトリフティングの５競技と、デモンストレーションスポーツのパウンドテニス１競技が開催予定でございます。

競技会場につきましては、表にお示してございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今後の主なスケジュールについてでございます。

国体開催４年前の本年度、県準備委員会が日本体育協会に会期日程の希望を提出し、国体開催３年前の平成２９年度に本県での開催及び会期の決定が正式になされ、また同年度に県並びに市の準備委員会は実行委員会に移行予定でございます。国体開催の１年前の平成３１年度に正式競技のリハーサル大会が開催され、平成３２年の東京オリンピック・パラリンピック終了後の９月中旬以降に、鹿児島国体が開催される予定でございます。

次に、２の第７５回国民体育大会薩摩川内市準備委員会の設立についてでございます。

資料は、企画経済委員会資料の１１ページから１２ページを御参照いただきたいと思います。

まず、準備委員会設立趣旨についてでございます。

国体の開催は、全国に発信する絶好の機会であると同時に、市民が郷土に誇りを持ち、健康で活力に満ちた地域社会づくりにつながるものでございます。

国民体育大会を成功させるためには、関係機関が一丸となって開催の準備に取り組んでいく必要があります。市民総参加のもと、本市らしさを生かした大会となるよう、各界、各層の代表者の参画を得て、準備委員会を設立するものであり、本年３月末に設立総会並びに第１回総会を開催いたしました。

委員は、市長、議長を初め、関係団体５４名の委員で、組織は常任委員会、専門委員会で構成してございます。

平成２８年度の事業計画につきましては、競技会場の施設整備の調整など、開催へ向けての諸準備などを計画してございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、御質疑願いたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑を許します。

○議員（帯田裕達）１点だけ。２９年度にこれ決まるんですけど、９月中旬から１０月中旬の１１日間の間に、この競技がなされると、例えば五つの競技を薩摩川内市でするんですが、これ競技がダブったとき、もしくは原電の定期検査とこの時期ダブる可能性はないのか。でないと、宿泊施設が足りないような気もいたします。

やはり旅館組合なり、入ってないところもあるんだけど、定検が入ってしまうと、そっちを優先に入れる可能性が大です、もう。どこもだと思えます。そうしたら、なかなか薩摩川内市の受け入れで足りないというのが出てきそうな気がしますし、例えば三つ重なれば、それでもぎりぎりぐらいいかなと思ったりもするんですが、その辺はどうでしょう。

○国体準備室長（坂元安夫）会期につきましては、正式に今から、この９月中旬から１０月中旬のうちの１１日間ということで、この中で決定されてまいります。

それと、この競技につきましても、今希望を各競技団体、市を含めて意向調査がなされておりまして、それで５競技の日程が今後決まってまいります。その中で、確かに５競技ございますので、

重なる競技があるというのは十分想定されておりますので、今、ありましたような宿泊の関係については、十分調整が必要だというふうに思っております。

いずれにしても、先ほどの準備委員会、今後の実行委員会の中で、そういう部分も議題として取り上げていかないとけないというふうに思っておりますので、それと、その情報を共有するという意味でも、定期検査の時期のことであるとかというのも、十分調べて確認しながら取り組んでいきたいというふうに思ってます。

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、国体準備室を終わります。御苦労さまでした。

△企画政策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、企画政策課の審査に入ります。

それでは、議案第98号を議題といたします。当局の説明をお願いします。

~~~~~

午後2時42分休憩

~~~~~

午後2時43分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第98号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）それでは、議案第98号を議題といたします。当局の説明をお願いします。

○企画政策課長（上大迫修）よろしく申し上げます。

議案つづりにつきましては、98-1ページとなります。議案第98号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでございます。

提案理由につきましては、議場にて部長のほうから説明がありましたが、再度触れさせていただきますと、2のところでございます。川内駅東口市有地利活用事業におきまして、民間事業者等の選定、その他事業の実施に係る各種の審査を行うため、附属機関として事業審査委員会を設置させ

ていただきたいというものでございます。

98-2ページには、改正の内容等をお伝えしているところでございます。

ここで、議案資料として資料を添付させていただいておりますので、議案資料にて業務の内容等を説明させていただきます。お手元をお願いいたします。

川内駅東口市有地利活用事業審査委員会の設置についてということでございます。

再度になりますが、1番におきまして、東口市有地利活用事業につきましては、公共施設と民間施設が一体となった施設計画を行う予定であり、民間の資本ノウハウ等を活用して、設計から運営まで一貫して行うPFI手法を用いることといたしております。このため、事業の宣伝につきましては、公募となります。

事業の募集から選定、提案の内容の評価にいたる各段階におきまして、市が想定します公共機能、民間施設、その営利用形態や客層、利用者の動線や全体としての事業を継続して判断するなど、専門的見地が必要なことから設置するものでございます。

そして、2番目に書いておりますが、委員会の役割としまして、左側のほうにPFI事業手法でのモデル的なスケジュールを記載しておりますが、これからの作業によりまして、どのような事業で展開していくのかという方針を立て、平成29年1月には事業者の募集を行い、いろんな質疑を受けた上で、平成29年7月には事業候補者の選定といった形の手続が進んでまいります。

これに対応するべく、真ん中に、市の委嘱によりまして、附属機関として審査委員会を設置し、審査委員会の中では、平成28年8月からおおむね1年間となっておりますが、募集要項の内容的な検討、求める要求水準書の内容的な検討、それと審査に当たっての評価、審査基準等の検討といったものを行った上で、実質的な事業者の選定の作業を1次審査から行い、内容のヒアリング等を行って、最後の決定という形に進んでいこうとするものであります。

右側のほうに、PFI事業支援業務ということで記載させていただいておりますが、後ほどの単行議案と関係いたしますが、先ほど申し上げました審査委員会におきまして、募集要項、要求水準書の精査すべき内容等を、具体的に市の指示に基

づきまして、技術的な作業を行う部分を外部に委託するというものが右側でございます。よって、外部で作業したものを精査して、審査委員会にかけて、募集までの準備を進めてまいりますし、募集後の作業を進めていきたいということになっているものでございます。

以上でございます。

**○委員長（川添公貴）** ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。御質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 討論はありませんので、これより採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第106号 平成28年度一般会計補正予算

**○委員長（川添公貴）** 次に、審査を一時中止してありました議案第106号を議題といたします。当局の説明を求めます。

**○企画政策課長（上大迫修）** 予算議案よろしくをお願いいたします。

まず、予算書について18ページでございます。

18ページ、歳出の2款1項6目企画費の中で、事項でございますが、コンベンション施設整備事業費におきましての補正をお願いしているものでございます。さきの単行議案98号におきまして、設置の御説明をさせていただきましたが、選定委員会の委員の報酬及び費用弁償がごらんのとおり必要ということでの内容となっております。

また、先ほど説明しましたが、PFI支援業務としまして、募集要項、要求基準等々の作業を外部に委託する作業等が平成29年の夏場までかかります。この部分につきまして、本年度委託料分が2,000万円、歳出を予定しているところ

でございます。

続きまして、歳入になりますが、16ページをお願いいたします。

19款1項62目地域活性化基金繰入金でございます。700万円の繰入金のマイナス補正でございます。内容につきましては、観光・シティセールス課のほうで事業展開いたします観光甌島ライン旅行誘客実証事業におきまして、特定離島での財源確保が図れたことから、本基金の繰入金を減じるものでございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正で、事項名につきましては、川内駅東口市有地利活用事業PFI支援業務委託でございます。平成28年度2,000万の予算に加えまして、平成29年までの業務となることから、残る1,300万について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。業務全体としましては、3,300万の予算体制で臨みたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（川添公貴）** ただいま説明がございましたけど、これより御質疑願いたいと思います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

ここで、議案第106号の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 次に、所管事務調査を行います。何かありますか。

**○企画政策課長（上大迫修）** 企画経済委員会資料の中におきまして、コンベンション施設整備の事業手法でありますPFI手法について資料を提出させていただいておりますので、現在、席のほうに配付いただいております議会資料の関係等も含めまして、説明させていただきたいと思います。

ただいま配付いただいております議会資料につきまして、7ページをお願いいたします。

配付いただきました資料は、薩摩川内市コンベンション施設建設基本構想の事業手法の項が7ページに記載ございます。

本施設整備におきまして導入します事業手法は、施設整備の施設の性格から、整備の段階から管理、運営を見据えた設計、企画が必要となるため、下から2行目に書いてありますとおり、民間事業者が有する技術や経営上のノウハウ等を活用して、設計、建設及び維持管理運用を一連の作業として行いますPFI手法が有効というふうに考えて整備したものでございます。

めくっていただきまして9ページになりますが、事業全体のイメージを説明申し上げます。

9ページの上段に一点破線で囲ってありますこの土地が、駅東市有地8,200平米の土地でございます。この中に、(A)コンベンション施設、(C)駐車場、(D)駐輪場、(E)外構、このA、C、D、EにつきましてPFI手法の中で整備をし、下のフローの中にありますとおり施設取得のAからEを市が事業者でありますSPCから一括取得後にこの部分の運営を、この全体事業をプロジェクト管理いたします運営事業社SPCのほうに運営を委託するという形のスキームでございます。

次に、委員会資料のほうに移っていただきまして、PFI手法についての説明と移らせていただきます。

1ページでございますが、PFIの仕組みにつきましては、これまでも申しておりますけども、公共施設等の設計から運営に、民間の資金、能力、技術力を活用するということで、質の高いサービスと低コストでの効率的な社会資本整備ができるという形となっているということでございます。PFI事業における公共サービスの提供者はあくまでも民間事業者でありまして、公共は、市は民間事業者に対する対価を支払って、そのサービスを受けるという形が基本的なスキームでございます。

下の図をごらんいただきまして、関係します登場人物についていいですか、キーワードになりますけども、事業内容を決定いたしますのは、基本的に公共になります。下の左側の中段になります。

飛びますけども、事業を実際に展開しますのは、真ん中のグレー部分、PFI事業者、SPCということで、文字で申し上げますと、特別目的会社が施行いたします。

この目的会社には、上から金融機関ということで、融資という形の流れがございます。また、P

FII事業者につきましては、事業施行でのリスク等々を含めまして、いろんな保険契約等を含めた保険会社といったものが登場してまいります。

最後に、説明になりますが、公共側につきまして、アドバイザーというものがアドバイザリー契約ということで入っておりますけど、この部分が片仮名で書いてございますが、先ほどのPFI支援業務におきまして契約手続に必要なノウハウを市が提供を受ける、支援を受けるという形でございます。

SPC事業者につきましては、全体のマネジメントをすると同時に、下にありますように、設計段階におきます設計会社、建設段階におきます建設会社、その他管理、運営、投資家等を含めまして、全体とのSC事業の展開といったものをコンソーシアムを組んでやっていくという形となっているものでございます。

めくっていただきまして、2ページの上段になりますが、先ほどの登場人物、参画主体につきましての役割が記載してございます。

公共側につきましては、PFI事業で提供しますサービス内容、要求水準を決定する責任がございます。加えまして、その要求水準がきちとなっているかということを確認する、評価するモニタリングするという責任を負っているところでございます。

一つ飛びまして、PFI事業者につきましては、みずから資金を調達し、プロジェクトを遂行する責任がございます。また、コンソーシアムを組んでおります事業体と各工事管理契約等を結びまして、それを管理執行していく責任を負う形となります。

三つ目、金融機関についてでございますが、PFI事業と成立するかどうかを見きわめながら資金を融資するというのもございますが、二つ目に書いてあります事業継続が困難となった場合などについては、事業に介入するために必要な規定等を直接協定という形で設けまして、これは公共との間に結ぶことで、事業が、継続が担保される、リスクを回避するためのこの監視業務といえますか、協定等が仕組まれる形となります。

次に、3番目のPFIの事業形態ということで、左側にサービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型というふうに書いてございますが、まず下からでございます。

簡単な分でいいますと、公共側が経費を負担せずに、P F I 事業者が直接利用される方々から料金を取って、そのサービスを提供するということで、常々指定管理でいいますと、利用料金型というふうに捉えていただければと思います。全て収入で経費をP F I が賄うということでございます。

下から2番目のジョイントベンチャー型は混合型と言われているもので、私どもの指定管理で申し上げますと、利用料金併用型というふうに捉えていただければよろしいかと思います。利用者からサービスをとって経費を賄いつつ、足りないものは公共側からの補助金等におきまして運営するという形になります。これはハード事業も含めた部分でございますので、説明のほう簡略化しておりますが、要は利用料金併用型というふうに捉えていただければよろしいかと思います。

最後に、サービス購入型につきましては、P F I 事業者が住民の方々にサービスを提供する分は、全て公共側のほうが料金として支払うという形の利用形態でございます。これは、通称、使用委託型及び使用料型と言われている部分となっておりますのでございます。このうち、私どもが導入いたしますのは、ハードも含めましてサービス購入型で、なおかつ施設については、完成後一括取得するという形のパターンでございます。

次に、3ページ、4番目のP F I の事業方式となりますが、B O T からR O ということで、かなり横文字になっておりますけれども、今回採用いたしますのは、B T O 方式——建設して、所有権を市が引き取って、運営は外に願います——という形でございます。もちろん建設段階ではP F I 事業者が資金を調達し、建設いたします。所有権を市のほうが取得するということですので、今回で申し上げますと、公有財産購入費で一括して取得する議案という形になるというふうに捉えてください。その後は、P F I 事業者に対して複数年間、15年もしくは20年といった形の議論になるかと思いますけど、維持管理と運営をお願いする形となります。

次に、5番目の従来型事業との比較ということでございます。

ここの分については少し丁寧に説明させていただきたいと思いますが、従来型事業は、通常、道路をつくるときなどの公共事業と捉えていただければよろしいかと思います。それに対して、右側

が今回導入する方法ということでございますので、事業計画は公共側、市のほうから具体的に示すということになります。今回のP F I 事業は、市が示した要求基準につきまして、施設計画としては民間側から提案のあったものということになります。

事業を実施するに当たりましては、従来、公共事業については、個別に民間事業者へ委託したり、直接、公共事業という形で実施してあるケースというふうになりますが、P F I 事業につきましては、設計から運営までを一体的にP F I 事業者が担う、採択に応じて担うということになりますので、従来の公共事業の委託とか直接発注とは基本的に異なるという形になります。

発注の方法になりますけれども、従来型は一つ一つ設計書、仕様書を書いての仕様発注であり、段階ごと、工種別にそれぞれ分野が異なり、関係性が異なるという部分がございますが、これに対してP F I 事業の場合は、性能発注でございまして、施設サービスの性能を示して発注をいたします。このため、設計から運営までが一括した受注形態となります。

次に、事業者の選定方法でございますが、基本、従来型事業につきましては、いろんなその他の条件がありますが、価格入札が原則になりますが、P F I につきましては、事業のタイプ、内容によりまして、総合的に評価いたします。価格もありますが、当然、性能発注ですので、求めた技量が図られるといったそういった評価をいたします。

次に、契約の方法となります。基本的には公共事業の場合、単年度契約として、契約内容はそれぞれの工種、種類ごとにほぼ標準的な内容となりますが、P F I 事業につきましては、単年度ではなく、設計から運営が終わるまでの間をして、長期の契約となります。また、施設のタイプ、事業の内容ごとにその契約内容は変化しておりますので、定型化はなかなか難しいというふうに分類されております。

資金につきまして、公共事業は公共側が調達いたしますが、P F I の場合は、プロジェクトファイナンスという横文字になりますけど、民間事業者が投資家を集めたり、借入れをしたりという形の調達となります。

最後に、リスクといった部分が大きな議論となったりいたしますが、公共施設の場合は、基本的

には公共側が全てのリスクを負う形での設計となっております。これに対しまして、P F I の場合は、公共と民間の基本的なリスク分担、役割分担を明確にした上で、その契約において責任が果たされる、領域が決まってるというふうな形の作りつけになっております。

今回初めてP F I 事業について採用したところをポイント的に説明させていただきましたが、よろしく願い申し上げます。

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。ただいま説明がございましたけど、これより御質疑をお願いをしたいと思います。質疑はございませんか。

**○委員（成川幸太郎）** P F I 事業というのを盛んにアピールされますけど、結果的にはこのP F I っていうのはよくよく見ると、コンベンション施設に対する事業のあり方なんです。民間収益施設については、全く民間事業が勝手に出ることだから、このP F I の中には何も含まれてないっていう捉え方でよろしいのでしょうか。

**○企画政策課長（上大迫修）** ちょっと説明が難しゅうございますけども、あくまでもP F I は公共施設等を整備運営するに当たって定義された手法でございます。ここは、民間の技術や資金を使うといった部分では、隣にあります民間収益施設を運営する場合も同じ考え方になり、適用ができますので、今回私どもがP F I 的事业でさせていただく際には、民間事業の自己採算の施設も提案いただき、公共施設も提案をいただくという、全体をP F I 的事业という形で捉えて事業提案を受けていきたいという形になります。

**○委員（成川幸太郎）** じゃあ全体的なP F I っていうことになると、民間収益施設について、本会議場でも質問しましたがけれども、民間事業者に提案を任す——規模も機能も全部任す、っていうことでは、何か整合性がないような気がするんです。

僕は、非常に不思議なのは、今回のこの概要説明で、ある程度出るとこ決まって出されてるんじゃないかっていう気も、憶測を持ちたくなるような提案の仕方じゃないかと思うんです。まさかそういうことはないでしょうね。

**○企画政策課長（上大迫修）** この全体の提案を受けた後、どのような手続になるのかっていうことでございますけれども、募集段階から、誰が見

ても提案できる内容にしてありまして、提案されたものについては、選定委員会の中でその点をチェックしながら選定いたしますので、誰かに特定してということはございません。あくまでも公募による提出で、公平な選定っていう形で考えております。

**○委員（成川幸太郎）** 何か本会議の続きになるような気がするんですけど。ただ、今、全体的にP F I で任せると。本会議でもやった。市長はこのコンベンション機能以外に、宿泊、商業施設、飲食施設っていうものも言われたわけですね。それは全くもう任せますっていうことで、宿泊はじゃあ、宿泊は一番赤字になるから、それはもう入れなかった人が来た場合には完全にペケっていうことになってしまう可能性もある。

だから、どうしても今、P F I 事業に持っていけるんだったら、コンベンション施設の25億があって、向こうが建ててもらって25億で買い取るんだよっていうことだったら、それは切り離していいけども、民間収益施設は買い取らんわけだから、勝手に運営してくださいというから、総合的にP F I で持っていくって言われるのは、どうも理解がしがたい部分にあるんですけども。

**○企画政策課長（上大迫修）** 唯一P F I 的っていう部分を端的に説明するのは、いずれにしても、この全体の資金をプロジェクトファイナンスっていう形で民間が調達して、プロジェクトを実施していくといった部分で共通しております。

資金は、コンベンションのほうが25億、民間のほうが10なら10っていう形に、35億の全体を民間事業者が調達するプロジェクトをファイナンスという手法で行うっていうのが1点と。駅東につきまして、民間の土地活用を図るという基本的な視点がありますので、そこにコンベンションをつくって一体的に動かすっていう、整備を促していくっていうことから、一緒にやると、一緒に提案を受けるといった意味では、P F I の提案といった形の手法を用いてますので、基本は、民間におきましてファイナンスを、資金を調達するというのが共通の土台にあるというふうに捉えていただいたほうがよろしいかと。

**○委員長（川添公貴）** 今、35億とおっしゃったんですけど……。

[例えばですよ]と発言する者あり

**○委員長（川添公貴）** 例えばちゅう言葉がなか

ったですよ。

それと、もうこの議論はかみ合わないと思います。というのは、こちらは予算の示された25億について説明されているものと思ってます。でも、委員の皆さん方の考え方は、東口をどう活用するのかという視点から、全体像がこうあって、この部分がPFIで、この部分もPFIの中に提案をされて、そこは資金調達をするなりプロパーを入れるなりをされる条件が出てくると思うんで、ここはプロパーを入れる部分、ここは買い取るちゅうのはわかるんですけど。まずは全体像を示して、こういう考え方で東口をつくりたい。その中で、ここの部分、A部分は、今、副委員長がおっしゃるのは、全体の中のここは民間が主体的にやる。資金調達とか、PFIのところも1回は資金調達をかけてやるちゅうのはみんな理解してるんで、そこをきちっと説明をしないと、片や25億だけの話と、片や全体像の話とでは、なかなかかまないのかなとは思いますが、どうなのでしょう。

それらを踏まえて、副委員長のほうからもう1回質問があると思いますんで。

**○委員（成川幸太郎）** 別にこれ、私反対してるわけじゃなくて、本当にこのやり方で応募があるのかなという疑問を持つんです。薩摩川内市の東口が置かれた状況というのを相当研究はされてると思うんですけども、そんな大手が、大きな施設が来る環境にはないと思う。商業施設にしても。

過去のやつでも、ある大手の小売店は打診されたけど断ってきたと。話に出てた図書館も川内駅東口には出ないと。それぐらい厳しい環境にあるってことをわかって提案されないと、非常に総合的な開発っていう面では、じゃあ25億は25億あるから、提案する人はこの民間収益施設、最低限のものにしようという発想になる可能性も出てくるわけですよ。

だから、とにかく応募がしやすい環境っていうのはつくって、今からこの委員会で諮られるんでしょうけども。どういう形で応募を多く、少なくとも三、四件は応募が出てきて、その中で比較検討できるような形がとれれば理想だと思うんですけど。前回みたいに1件で、せっかく出た1件もだめだということになってしまえば、もう元も子もない、またゼロに戻るっていうことになりかねませんので、そこらをうまくいくように検討をしてください。お願いします。

**○委員長（川添公貴）** ほか、御意見ありませんか。ありませんね。

それでは、この件に関しては、閉会中に委員会を開きたいと思います。

要点は、今、副委員長のほうから質問がありましたように、全体像をどうするのか。個別的に市長がおっしゃる宿泊施設等をどうするのか。その全てを含んだ中でPFIをする、これは理解します。コンベンションをPFIがやる、理解します。だから、そこら辺をきちっと類別をして、説明できるように準備をお願いをしておきたいと思います。いつ開催するかは気分次第です。（後段で発言訂正あり）それだけは申しておきたいと思います。

というのは、幾ら話をしても、本会議でもかみ合わなかったんです。だから、やはりかましておかないと、我々も東口を開発していかないといけない、よくしていかなくちゃいけないっていう思いがあるんで、ぜひ大手に来ていただいて、一体的なものをつくってほしいっていう委員の方の思いがあるんですよ。だから、それをもう1回お互い確認をするためにも、やはりきちっと書類を整理しておいたほうがいいのかという思いがあります。

済いません。先ほどの言葉は訂正します。気分次第じゃなくって、ほかの皆さんの時間の都合を調整した上で、招集をかけたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

**○企画政策課長（上大迫修）** 次回日程の調整がつき次第、改めて質疑をお願いすることになるということでございますので、そのときはよろしくお願いします。

意見が合わなかった部分っていう民間事業者のほうで自己採算で事業を提案するときに、どのような形で公募をするのかといろいろ考えた中では、私どものほうで、何々施設、何々施設を特定すること自体が、公平に事業を選択するという形にならないといった部分もある程度私どものほうも考えておりますので。ただし、そこではにぎわいの創出っていうのがありますから、市長が申しましたとおり、何らかの支援によって確実に民間のところが、雇用を生むような形ででも手を挙げていただくような支援策っていうことを示すっていうことで、確実にプロジェクトに手が挙がるっていうような環境を整えていきたいという思いがございますので、その点については次回またお話をさせていただきたいと思います。

○委員長（川添公貴）この件については、次回  
ってということで、よろしくお願いをしたいと思  
います。

以上で、企画政策課を終わります。御苦労さ  
ました。

ここで休憩します。再開はおおむね１５時  
２０分とします。

~~~~~

午後３時１１分休憩

~~~~~

午後３時２２分開議

~~~~~

△甌はひとつ推進室の審査

○委員長（川添公貴）次に、甌はひとつ推進室
の審査に入ります。

△議案第１０６号 平成２８年度一般会計
補正予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中
止してありました議案第１０６号を議題といたし
ます。当局の説明をお願いします。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）甌はひ
とつ推進室でございます。どうぞよろしくお願
いします。

議案第１０６号平成２８年度一般会計補正予算
について説明させていただきます。

別冊となっております予算書の１８ページをお
開きください。

まず、歳出になりますが、２款１項６目企画費、
説明欄の甌島地域振興費は、離島活性化交付金事
業で実施いたします——これは２分の１の補助事
業でございますが——甌島ツーリズムサイン計画
策定事業９４６万円の計上であり、藺牟田瀬戸架
橋完成など、甌島の将来を見据えた観光を軸とし
た地域振興を図るために、サイン整備計画を策定
するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

１１ページをお開きください。

１５款２項１目総務費補助金、説明欄になりま
すが、この離島活性化交付金につきましては、国
の補助内示を受けたものでございます。歳出で説
明しましたサイン計画や甌島ジオパーク調査事業
費等に対する補助金でございます。

以上で、甌はひとつ推進室に関する今回補正予

算の説明を終わります。御審議賜りますよう、よ
ろしくお願ひいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございま
したが、これより御質疑願いたいと思います。御
質疑ございませんか。

○委員（江口是彦）この甌島ツーリズムサイン
計画策定事業、ジオパークの認定後も視野に入れ
つつとなっておりますけど。今、ジオパーク認定に向
けての具体的なあれは、進捗ちゅうか、具体的に
はどういうことになつとるんですかね。ジオパー
クについてちょっと、わかってたら教えてください。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）今回の
公共サイン整備計画の策定業務委託につきまして
は、今、甌島管内、県がいろんな事業あるいは市
のほうで、各課のほうで、いろんなサインあるい
は案内板を設置しておりますけども。いろんな統一
するものとかデザインとか、場所等もちょっと
重複しているところもあるということ、あとわか
りにくいというところもありますので、それらを
ちょっと整理しまして、先ほどジオパーク認定後
というよりも、まず架橋が完成した場合、あとジ
オパークを目指すためには、ちょっと他言語とか
そういうのも必要になってきますので、それらも
踏まえた形の公共サインをどのように今後してい
くかというような整備計画を立てていきたいと思
っております。

江口委員が言われましたジオパークの認定につ
きましては、ことしジオパークを目指すためには、
どのような手続、あるいはどのようなハードルが
必要なのかというのを、先進地研修等を含めて調
査する予定でございます。今後また、それらを踏
まえて、時期、必要性を含めて、ジオパークにつ
いてはまた認定の手続等を検討していきたいと思
えてるところでございます。

以上です。

○委員（江口是彦）いろいろ本気度っていうか、
甌はひとつ推進室はもう甌島にやっぱり——地元
から発信せんといかんような気がするけど——ち
ゃんと甌の中につくりませんか。そこの初代室長
として、もう今、室長ですけど。

○委員長（川添公貴）課の廃止の件ですから、
最高権限者にどうぞ。

○企画政策部長（永田一廣）今、江口委員のほ
うから、現在のこの甌はひとつ推進室を、実際の

勤務場所を執務場所として、あるいは指導っていうんですか、場所として甑島に配置をしたらという提言でございます。

将来的には、これはまだ絵姿完成しておりませんけども、振興局というのも会議の中で議論されてきておりますので、将来に向けては権限をどこまで付与するか、あるいはスタッフをどういう体制で組むかというのは検討はしていく必要があると思っております。

現時点では、市長も平成26年の10月に申し上げましたけども、市町村合併10年経過した中、そしてまた架橋を完成が目に見えてくる中、これまでグループでありました体制を室に昇格しまして、地域の意見を聞いて、まずは将来に向けて、住民と一緒に頑張って議論していこうということで室ができあがっておりますので、これを場所を島にとか、そこまでまだ議論は至っておりません。もう少し時間をかけて、今の取り組みを、あるいはツーリズムを進めながら、研究していきたいと思ってます。

今しばらくの間は、古里室長を中心に、支所の関係部署と緊密に連携をとって、また庁内の観光課とか関係部署とも連携をとって進めさせていただきたいと思えます。将来的な甑の活性化のための組織づくりについては、しばらく時間をちょうだいしたいと思っております。

以上です。

○委員（江口是彦） 所管の中で言ったほうがいいかもしれませんが、こうして、甑はひとつ、物すごい時間かけて提言を受けてあれしてでも。それを本当推進して、今度は逆発信してく、推進していくあれがうまくかみ合っていないような気がする。やっぱり推進室は甑の中にあって、一緒に、極端に言うと、市長と一緒に提言していくぐらいないと、うまくいかんような気がします。

だから、室長はやっぱり甑島において、甑島の意見を一緒に背負って、まとめて提言していくぐらいにならんと。ワンクッションを置いて、何となく中途半端になってるような気がするので、本気度を持って進めてください。

○企画政策部長（永田一廣） 繰り返しになりますが、今、一生懸命、古里室長2年目になって、一生懸命業務やってます。執務場所は本庁舎にありますけれども、頻繁に甑のほうに渡り、支所の方あるいは地域の住民の方、いろんな関係団体の

方との意見交換をやっております。場所はここですけれども、思いは、室長、甑に寄せて頑張っておりますので、温かく見守っていただきたいと思えます。

将来的な展望は、また時間をかけて研究をさせていただきたいと思えます。

○甑はひとつ推進室長（古里洋一郎） 今、江口委員が言われたとおり、確かにジオを目指すためには、やっぱりかなり専門的な分野の専門委員とか、そういう形でやっぱりハードルはかなり高くなってきますので、やはりジオパークを目指すということに対しては、場所も含めてなんですけど、体制も充実していきながら進めていきたいと思っております。

また、先ほどの連絡等は、本当甑島の連絡会とか行いながら、住民に密に連絡をしてきいながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（川添公貴） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第106号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査を行います。何かありますか。

○甑はひとつ推進室長（古里洋一郎） 企画経済委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思えます。

有人国境離島法の概要についてでございますが、今回、一般質問等で3名ほど出していただいておりますので、概要を簡単に説明させていただきたいと思えます。

まず、資料の4ページですけど、目的としましては、領海等の保全あるいは活動の維持、甑島の維持を含めた形の保全に寄与することを目的としております。大きく甑島の離島振興とは変わるところです。

定義としましては、特定有人国境離島地域が、ここに書いておりますけども、甑島列島、三つの島、指定されております。

次に、基本方針、計画は、国が基本的な方針を定め、県は計画を定めるということになっております。

一番大事なところで、下のほうの二つ目の枠なんですけど、特定有人国境離島地域に係る施策としましては、1番目にやっぱり定期航路事業の運賃の低廉化。これは大きな柱になると思っております。

次に、三つ目にあります生活に必要な物資の費用の負担軽減、あと、4番目の雇用機会の拡充、5番目に、安定的な漁業経営の確保等が主な施策になっておりますので、まだ国のほうは、具体的な施策とか事業は示されておられませんけど、できるだけ幅広く、今現在は、いろんな意見を募りながら要望しているところでございます。

今のところはこういう概要を説明させていただきます。

以上です。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたけど、これらを含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（江口是彦） 一般質問でも時間なくて、ちょっとだけ言いましたけど、これが国会でどう、議員立法でしたから、いわゆる委員会等で、ちょっと委員会の名前を忘れ、内閣委員会とか何とかいうのかな、そこでやってるんです。そしたら、もちろんそういう委員会での審議で、大臣とかそういうところが答弁っていうより、政務次官です、今何ていうんですか。「政務次官」と呼ぶ者あり）政務次官ですね。彼らが答弁してるんですけど。それから、議員立法ですから、その提案者の人たちが一生懸命答弁して、議会論議はそう進んでるんですけど。国会審議の議事録を見た限り、私はその中で、離島振興法で手当てした施策とか予算とは全く別個に今からつくるんだと。予算の枠も含めて、今までの離島振興法でやってた延長でするんじゃないんだということを一生懸命言っておられるんで、とったもんが勝ちのような気がする。県を通しての施策申請になりますけど。

だから、今、国がつくったとこだから、国ののを待ってといてたら、非常に遅く、長崎とか鹿児島ですから、中心になるのは。だから、特に頑張っ、県としょっちゅうできないかってことを含めて、いい雇用、定住策とか、雇用にかかわる事業はどんどんやってくれっていうような答弁をとりあえず国はしてますから、ぜひいい施策をお願いします。それ以上はちょっと言えませんが。

○企画政策部長（永田一廣） まず、所管のほうで、今回の有人国境離島は内閣府の総合海洋政策推進事務局という形で、今、立ち上げてされております。

今、国が基本方針を、つくり方なんですけど、確かに実情がわかるのはやっぱり離島のほうですので、市町村ですので、市町村の課題とか現状を本当聞きたいということで、この前、県のほうが市のほうに聞かれて、国のほうに持っていわれています。その中で、今の現状、特に物価が高いとか、ガソリン代は高い、あるいはいろんな運賃の関係とか雇用の関係も、一応今いろんなそういう施策を取りまとめて、県に出しております。

今後、県とも連携をしながら、独自のできる施策を見つけていながら、県あるいは国のほうに要望していかないといけないとは思っております。

以上です。

○委員（江口是彦） 僕も個人的にも、県にも一生懸命聞きたいと思ってますけど、例えば九州で海洋深層水はもう甑島ですから、それを生かした提案をぜひ。

これはもう鹿大の水産学部も、絶対そういうのになったら協力するっていうことになりますから。部長あたりや、もう副市長とでも行って、どんどん積極的に行動に移してください。お願いします。

○企画政策部長（永田一廣） 決して法律ができて、国、県のほうの情報提供があつて動こうという待ちの姿勢ではございません。

実は、私、市長の名代でしたけれども、この議員立法が成立したのが4月21日だったと思います。5月連休明けに、三島、十島の村長さんと一緒に関係大臣のところにお礼に参りました。その中で、本当もう難儀してできたっていう、中心になったのは長崎県のとある代議士でした。

その方と30分ほど話をしていく中で、私はつくったと。あとは、予算を国、関係内閣府、関係する県、該当する市町村で知恵を出して、取りに行く作業が今から大事だということでしたので、早速、古里室長のほうにも、甑島の課題とか、まだ全体像見えないんですけども、何でもいから上げて、県を通じて、国のほうに制度化をしてもらうように動くように指示しております。

もちろん本市だけで動けませんので、三島、十島、屋久島等ございますので、県のほうでの調整

でございます。

さらに、真ん中ほどの列、これまでの委員会の中でも再任用についての御質問いただいておりますが、新たに再任用職員の欄を設けてございます。

一昨年からこの再任用制度、本市では採用、導入しておりますが、最初の１年目は１３人でした。２年目、すなわち平成２７年度は１７名。この２年につきましては、任期はそれぞれ１年です。ことしの４月１日から２５名新たに再任用職員を採用してございますが、任期がことしから２年になっております。適材適所、配置をして、職員の活用、そういったものを図っているところでございます。

これからも第３次定員適正化方針に基づきまして、しっかりと行革のほうでも取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたけど、これらを含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。御苦勞さまでした。

△コミュニティ課の審査

○委員長（川添公貴） 次に、コミュニティ課の審査に入ります。

△議案第１０６号 平成２８年度一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 審査を一時中止してありました議案第１０６号を議題といたします。当局の説明を求めます。

○コミュニティ課長（十島輝久） それでは、コミュニティ課の補正予算について説明をいたします。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。

予算書の１８ページをお開きください。

２款１項６目企画費でございます。事項、男女共同参画政策費の８４万３,０００円の補正で、県補助金の地域女性活躍推進交付金の交付決定に伴

います市内事業所向けの関係と、及びセミナー開催に伴います一般賃金、通信運搬費、委託料等の経費の増額及び報償費等の減額による補正でございます。

次に、歳入でございます。

１２ページを開いてください。

１６款２項１目総務費補助金のコミュニティ課分は、一番上の事項、鹿児島県地域女性活躍推進交付金で、先ほど説明しました歳出補正に伴います県補助金８８万円の補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

ここで、議案第１０６号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査を行います。所管事務について説明をお願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久） 委員会資料の８ページをお開きください。

平成２８年度の男女共同参画フォーラム in 薩摩川内について、説明をさせていただきます。

開催日時は、７月３日、日曜日、午後１時より４時半を予定しております。今週の日曜日でございます。

会場は国際交流センター、大会テーマは「お互いにありがとうと言える社会へ～キーワードそれは“わたしたち”～」をテーマにして、１３時１５分から鹿児島大学の副学長の武隈晃氏をコーディネーターに、３名のパネリストによりますパネルディスカッションを行います。また、１５時から二つの分科会のワークショップを開催いたします。

また、会場では、「男女雇用機会均等法から３０年」などのパネル展示、地区コミュニティ協議会によります特産品等の販売も実施する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。
ただいまの説明を含めまして、御質疑願いたい
と思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めま
す。

以上で、コミュニティ課を終わります。御苦労
さまでした。

△情報政策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、情報政策課の審査
に入りますが、いないようですので、ここで休憩
します。

~~~~~

午後３時４９分休憩

~~~~~

午後３時４９分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を  
開きます。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案、所管事務等、何も  
ないようですが、所管事務について何か御質疑が  
ありましたら、よろしくお願いをします。御質疑  
はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑がないようですので、  
以上で情報政策課を終わります。御苦労さまでし  
た。

ここで休憩します。

~~~~~

午後３時５０分休憩

~~~~~

午後３時５１分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き
続き会議を開きます。

△広報室の審査

○委員長（川添公貴）次に、広報室の審査に入
ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案等はありませんが、

所管事務について報告があるようですので、説明
方よろしくお願います。

○広報室長（屋久弘文）広報室からは３点につ
いて説明をさせていただきたいと思います。

企画経済委員会資料の９ページをお開きくださ
い。

初めに、平成２８年度まちづくり懇話会につい
てであります。広聴活動の一環として開催して
おります懇話会につきましては、平成２８年度と
平成２９年度の２年間で市内を一巡いたします。
本年度は、本土４支所地域と下甌・鹿島地域の合
計５地域を予定しておりまして、既に樋脇地域は
終了いたしました。この後、７月１７日に下甌・
鹿島地域を開催することになっております。

入来、東郷、祁答院地域につきましては、
１１月から来年の２月ぐらいいにかけて開催して
いきたいというふうに考えているところでござい
ます。８、９、１０の３カ月間は、除いた形で開
催をさせていただきたいと思っております。

続きまして、市政モニターについてであります。

広く市民や地域の声を市政に反映させるための
広聴活動の一環といたしまして、市政モニター制
度を設けておりますが、本年度はごらんおとおり、
公募２１人、地区コミュニティ協議会からの推薦
４８人の合計６９人に委嘱をいたしまして、研修
会等も既に開催をいたしました。年代別、男女別、
地域別の内訳につきましては、ごらんのとおりと
なっております。お目通しをお願いしたいと思い
ます。

最後になりますが、市民便利帳についてでござ
います。

お手元にお配りしてありますが、この薩摩川内
市市民便利帳というのを６月２０日の日に完成を
いたしました。

昨年１１月に株式会社サイネックスという
ところと市と協定を締結をいたしまして、それ以降
取り組んでまいりましたが、先ほど申し上げまし
た６月２０日に完成をいたしまして、事業内容と
いたしましては、市が行政情報であったり、地域
情報、そういったものを提供いたしまして、発行
に係る経費については、サイネックス社が市内の
企業等から募った広告を充てるという形で、いわ
ゆる市は一切経費を負担しないという形で進めさ
してもらったもので、全国でも同様の形態で、県
内に１１自治体ですが、それらを含めまして

530自治体程度、同様の事業に取り組んでいるところでございます。

一応5万部作成をいたしました、この後7月末までにかけまして、自治会に加入世帯も含む市内全世帯にサイネックス社のほうで配布をすることになっております。いわゆる自治会文書等は使わずに、直接各世帯に配布をされることになっております。

早いところは6月の21日ぐらいから配布を始めたということでしたので、届いているところもあるかと思います。あと残りが5,000部ぐらい考えられますけれども、その5,000部につきましては、一斉配布後の本市への転入者等に対して配布をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、広報室の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。

○委員（江口是彦） 私はインターネットを、ホームページを見て、このサイネックスとの契約で配布まで請け負ってもらったんだと思いましたけど、未加入自治体、未加入世帯への配布をここにお願ひしたってということなんですかね。それとも全部をしてもらうんですか。

○広報室長（屋久弘文） 未加入世帯も含む全部の世帯を予定しております。4万5,000世帯ほどございます。

○委員（江口是彦） 自治会とかいろんな資料を配布して回りますよね。そこは使わないっていうこと。その経費がかからないんですか。サイネックスに対しての配布の経費は必要ないんですか。

○広報室長（屋久弘文） 冒頭で説明を申し上げましたように、作成から配布に係る経費は全部、サイネックス社のほうで市内の企業等から広告を募集しまして、その広告経費をそれに充てるということになってまして。以前、市が市民便利帳っていうのをつくったことがありまして、そのときも業者に頼んで配布をしたんですが、配布だけで三百数十万円、経費として、市全域でかかっておりましたが、その経費も含めてサイネックスのほうで全部持つという形になっております。

○委員（杉蘭道朗） 質問じゃございませんけれども、やっぱり民間業者と市のほうで連携しながら

らつくられたというだけあって、以前の市民便利帳からすればはるかに見やすく、いろんな情報が網羅されておりますので。

いや、以前が悪かったってということじゃなくて、見る楽しみがあるちゅうこと、言いたいのは。以前はしっかり載ってございましたけども、いろんな広告もあつたりして、これはもう墓の関係からすばらしくいろいろ載って、大変すばらしいのができたと褒めておきます。

以上です。

○委員長（川添公貴） 感想でした。

○委員（小田原勇次郎） 業者さんの民間の力でこういうのをつくってもらってというのは非常にありがたいことなんです、サイネックスさんのほら、電話帳を前からつくってらっしゃって、電話帳については毎年更新されますよね。電話帳は、もう年度が変わるたびに新しいのをつくって配布されてるんですが、この市民便利帳についても、中身を拝見しますと、データが変わる要素の部分が非常にたくさん含まれておるんですが。今後の方針——これで、もうつくって1回で終わりののか、それとも更新がかけられるような、見込めるような状況であるのか——そこあたりをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○広報室長（屋久弘文） 次の発行につきましては、四、五年間ぐらいは発行しないつもりであります。それ以降のことはちょっと読めませんが。なぜかという、先ほど言いました市内の企業等から広告を募る関係で、企業にあんまり毎年とかいう形での負担はかけたくないというのもあります。内容も大きくは変わりませんが、少しずつ制度等も変わっていきますので。

ですから、残部は転入者に配るという話もいたしました、2年とかそれぐらいしか配れないのかなというのも考えているところで、四、五年つくりませんから、四、五年転入者にお渡しすればいいんですけど、使えないデータ等もあるのかなというのもあって、そこはちょっと時期を見て判断したいと思っておりますが、とにかく四、五年に1回、つくるにしても、そういう周期になるのかというふうに考えております。

○委員（小田原勇次郎） いろいろ委員各位がおっしゃるように、いいものができたなという部分については、サイネックスさんの御努力、広告代でした部分があるんですが。最終的には、いわゆ

る広報、広聴という仕事は行政の一番大事な、行政の制度を周知する、市民の方々に周知するというのは、やはり行政が責任を持って担うべき部分でありますので、ここに載せたからもうほかの部分、もうそれはあり得んでしょうけど、ほかの部分の広聴、広報の予算を減らして、「もうせんでよかが」というふうにはならんというふうに思ってますから。やっぱり行政として、制度が変わって、市民の方々に周知すべき部分については、民間を頼らずに、やはり自力で市民の方々に説明するというスタンスは強く持ち続けていただきたいというふうにお話し上げておきます。

○委員（江口是彦）これ見てたら、これがもう電子書籍に、パソコンでもアイパッドでも見れるようなあれで出ますよね。すぐそれで、これがもう自由に見れるような広告が出てたもんですから、さっき言われた、例えば内容がそのとき変わったりしたのが、どこかがちゃんと修正して、新しい情報として電子書籍中では流せるんですかね。何かそんなふうに下がるんですか。できるんですか。

○広報室長（屋久弘文）電子書籍化につきましては、とりあえずは先ほど申しあげました7月末までに全戸配布を終えたいと考えておりまして、8月1日以降の早い時期にアップをしたいというふうに考えておりますが。こういった冊子として出たものについては修正ができませんが、サイネックスのほうと話をしてる中では、電子書籍化の部分は訂正がきくということですので、万が一、必要最小限になるかと思いますが、修正が出てきた部分は、場合によってはかけられるというふうに確認はいたしております。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、広報室の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後4時3分休憩

~~~~~

午後4時4分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。

△新エネルギー対策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、新エネルギー対策課の審査に入ります。

△議案第106号 平成28年度一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止してありました議案第106号を議題といたします。当局の説明をお願いします。

○新エネルギー対策課長（山口 誠）それでは、議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、新エネルギー対策課に係る補正予算について説明いたします。

まず、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書第2回補正の18ページをお開きください。

2款1項6目企画費の4,121万8,000円のうち、表の右、説明欄にあります丸印の次世代エネルギー推進費1,071万円が新エネルギー対策課に係る補正で、全額、備品購入費でございます。超小型モビリティ充電設備整備に係る費用でございます。

次に、歳入についてです。

同じく予算に関する説明書の12ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金の944万8,000円のうち、865万8,000円が新エネルギー対策課に係る補正予算で、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助であります。県支出金事業の8割補助分であります。

今回の補正に係ります事業の詳細につきましては、企画経済委員会資料で説明いたしますので、別冊の平成28年6月議会企画経済委員会資料の5ページをお開きください。

補正予算に係る事業は、超小型モビリティ（コムス）充電設備の整備事業で、事業概要といたしましては、超小型モビリティ（コムス）を利用する観光客の利便性満足度を向上させるとともに、次世代エネルギーを活用したモデルとしてのPRのため、太陽光と蓄電池による充電設備を整備するものであります。補正予算額が1,071万円、うち補助額が856万8,000円であります。補助は特定離島ふるさとおこし推進事業で、80%の補助になっております。

設置数及び場所については、上甕島、下甕島各

1 基ずつを考えておりまして、場所については現在検討中であります。

整備予定の設備につきましては、そこに写真ありますように、太陽光パネルを上部につけまして、100ボルトのコンセントを2個、バッテリーを含む蓄電池システムがありまして、照度センサー付のLED照明を備えた太陽光発電による電気を蓄電し利用するシステムで、青空コンセントと呼ばれるものです。

諸元といたしまして、太陽光出力は1.3キロワット、蓄電池が容量15キロワットアワーの出力3キロワットで、外形寸法、重量はそこにあるとおりでございまして、独立型の電源システムのために、非常用の電源としても利用可能ということで考えております。

参考としまして、充電能力としてコムスが約2.5台分、使用できる家電製品の目安としまして、蓄電池の80%容量を使用した場合で、携帯電話の充電に800台分使用できると考えております。

以上で、新エネルギー対策課にかかわります平成28年度一般会計補正予算について説明を終わらせていただきます。御審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** ただいま説明がございましたけど、これより御質疑願いたいと思います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

以上で、本委員会付託分については全て議了いたしました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 討論はありませんので、これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 次に、新エネルギー対策

課の所管事務調査を行います。報告はないようです。皆さん方のほうで何かありましたら、御質疑願いたいと思います。

**○委員（江口是彦）** いわゆる一人乗りのあれ、ずっとコミュニティとか役所とか配置っていうか、してありますよね。私が見ていて、その配置されてるところ、コミュニティなりの使い方で、しょっちゅう目につくところと、もうそのままいつももったいないな、いつもあそこ座ったままだなっていうのとあるんですけど、利用状況等何か調査されましたかね。あれも含めて、レンタカーの自動車のほうも含めて、活用状況がわかったらちょっと教えていただきたい。

**○新エネルギー対策課長（山口 誠）** ただいまの御質問については、コムスの配置状況でありますけど、ただいま平成25年の8月に実証事業ということで取り入れまして、現在の配置状況は、済いません、平成27年の7月からちょっと本土側でも実証したいということで、4台本土側に持ってきてまして、現在は平成28年の末で甑島に配置が16台となっております。

現在の配置状況でいきますと、レンタカー使用中、観光物産協会に6台、支所に2台、地区コミに8台という形で利用っていうか、配置しております、3年間でレンタカーでの利用が1,052回と、走行距離で5万4,203ということでコムスは動いております、レンタカーのアイミーブになりますけど、アイミーブの使用が919回で走行距離が3万3,804キロ、これは3年間3台合計の分の数値になります。という形で利用しているという状況です。

**○委員長（川添公貴）** よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。以上で、新エネルギー対策課を終わります。御苦労さまでした。

---

△委員会報告書の取扱い

**○委員長（川添公貴）** 以上で、日程の全てが終わりましたが、委員会報告については私に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、そのように取り扱

いたいと思います。

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（川添公貴）次に、閉会中の現地視察等の実施及びその委員派遣の手続が必要になった場合については、これも委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）については、そのように取り扱うことで御異議ありませんので、そのように取り扱うように決定いたしました。

---

△閉 会

○委員長（川添公貴）以上で、企画経済委員会を閉会いたします。長時間にわたり御苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会

委員長 川 添 公 貴